

会 議 の 経 過

開 議 午前10時01分

令和5年3月7日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和5年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

諸報告2ページをお開き願います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

4ページをお開き願います。

監査委員から、令和4年11月分から令和5年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和4年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

45ページをお開き願います。

平泉町選挙管理委員長から補充員の告示について通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

47ページをお開き願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

48ページをお開き願います。

報告事項については、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

初めに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2番、稲葉です。

それでは、諸報告の50ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和5年3月7日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会、副議長、真竈光幸。議員、稲葉正。

51ページです。

令和4年12月26日、一関市役所において、第50回一関地区広域行政組合議会臨時会が開催されました。

審議結果及び付議事件について報告いたします。

52ページをお開きください。

議案第8号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,776万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,133万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

53ページから56ページをお目通し願います。

原案のとおり可決されております。

次に、57ページをお開きください。

令和5年1月16日、一関市役所において、第51回一関地区広域行政組合議会臨時会が開催されました。

審議結果及び付議事件。

（1）議案第1号、監査委員の選任について、58ページのとおり同意されました。

次に、59ページから61ページをお目通し願います。

（2）請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書は、不採択となっております。

以上で一関地区広域行政組合議会報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員からの報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の62ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和5年3月7日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

63ページをお開きください。

令和4年12月20日午後2時15分より、岩手県自治会館におきまして、令和4年12月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されました。

64ページをお開きください。

議案第15号、岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて、提案のとおり同意されました。

65ページをお開きください。

令和5年2月22日午後2時10分より、岩手県自治会館におきまして、令和5年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

付議事件についてご報告いたします。

66ページをお開きください。

選挙第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙について。

4名の選挙管理委員会の選挙を行いました。

67ページをお開きください。

発議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について。個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めようとするものでございます。原案のとおり可決されております。

86ページをお開きください。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例について。

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護しようとするものでございます。

90ページをお開きください。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について。

情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものでございます。

95ページをお開きください。

議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の改正に伴い、関係する規定の整備をしようとするものであります。

97ページをお開きください。

議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額等の改定等をしようとするものであります。

102ページをお開きください。

議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせ、派遣元市町等における条例等を準用する旨を明確に規定し、内容の整合性を図ろうとするものであります。

103ページをお開きください。

議案第6号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料均等割額の軽減拡大を行う所要

の規定の整備をしようとするものであります。

104ページをお開きください。

議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

議案第1号から議案第7号までの条例案件、事件案件、全て原案のとおり可決されております。

107ページをお開きください。

議案第8号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,301万5,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

110ページ以降に補正予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

123ページをお開きください。

議案第9号、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,095万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,609億7,853万3,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

126ページ以降に補正予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

143ページをお開きください。

議案第10号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,643万3,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

146ページ以降に予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

163ページをお開きください。

議案第11号、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,621億8,449万4,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

168ページ以降に予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

198ページをお開きください。

議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

原案のとおり同意されました。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

199ページになります。

12月11日、骨寺村荘園中尊寺米納めセレモニーが開催されております。

12月13日になりますが、民生委員・児童委員委嘱状伝達式及び感謝状贈呈式。

12月26日、一関地区広域行政組合議会臨時会本会議及び請願審査特別委員会が開催されております。

1月1日、磐井清水若水送りが開催されております。

1月6日になりますが、平泉町新年交賀会が開催されております。多くの方々にご出席をいただいたところであります。

1月8日、令和5年平泉町成人式が開催されております。

1月16日になりますが、一関地区広域行政組合議会臨時会本会議が開催されております。

翌1月17日になりますが、東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システム農業遺産認定セレモニーが開催されております。

1月24日、全国植樹祭に係る木製地球儀引渡しセレモニーが開催されております。

1月24日、第2回平泉町総合教育会議が開催されております。

1月29日になりますが、文化財防火訓練及び消防出初式が開催されております。

2月1日になりますが、企業ネットワークいわて2023 in 名古屋が愛知県名古屋市で開催されております。

翌2月2日、大阪のほうに企業訪問をしております。

2月8日になりますが、仮称ではありますが、ILC実現建設地域期成同盟会設立総会が開催されております。

2月15日になりますが、平泉スマートインターチェンジ地区協議会が開催されております。

2月19日になります。平泉町生涯学習町民のつどいが開催されております。

2月20日、一般廃棄物処理施設整備に係る住民説明会が平泉で開催されております。

2月26日、岩手日日新聞社創立百周年記念式典が開催されております。

そして、3月1日になりますが、日本農業遺産認定証授与式が農林水産省の講堂で開催されております。

3月2日になりますが、日本農業遺産認定知事報告に盛岡市に出かけて、県庁で行われております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、阿部圭二議員及び6番、三枚山光裕議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思っておりますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、令和5年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇お願いいたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

令和5年平泉町議会定例会3月会議の開催にあたりまして、令和5年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、今なお町民の皆さまの生活や経済活動など多岐にわたって続いておりますが、一方で、徹底した感染防止対策やワクチン接種、これまでの教訓を生かした新たな行動によって、経済活動との両立が確立されてきております。今こそコロナとの共存をさらに一歩前に進め、様々な活動や事業をコロナ前の状況に戻し、新たな試みにもチャレンジしていくことが、大変重要であると考えております。

このような中、平泉町は、議会と共に両輪となって、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和5年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は、69億8,965万円余となっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比2.7%増の47億6,600万円といたしました。

歳入面につきましては、地方交付税、繰入金が増となる一方、町債、県支出金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、次世代育成の推進、産業振興、移住・定住化対策のほか、各種予防接種・検診や町単独医療費助成事業、結婚・出産に対する支援制度を継続するなど、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、過去3年間の医療費の高額推移に伴い、対前年度比1.0%増の8億1,530万円といたしました。企業会計につきましては、水道事業会計において、3条予算で対前年度比0.4%増の2億9,243万円余、4条予算では管路の更新計画の見直しに伴い、対前年度比12.4%減の3億8,329万円余といたしました。

令和5年度は、第6次平泉町総合計画の3年目となります。限られた予算ではありますが、町の将来像「輝きつむぐ理想郷」の実現に向け、事業の重点化を図り予算編成に配慮したところであります。

次に、第6次平泉町総合計画に掲げる基本施策について、令和5年度に重点的に行う施策について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが変更となりますが、効果的な換気や手洗い、手指消毒の励行など基本的な感染防止対策を町民に継続して呼びかけるとともに、国や県の動向を注視し、一関市医師会、近隣市町村と連携を図りながら情報共有等に努め、感染状況に応じて必要な対策を講じてまいります。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるよう、令和5年度は全行政区を回っての地域懇談会をはじめ、各団体等との懇談など様々な機会を通じて意見聴取に努め、町民との直接対話を大切にしながら、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

また、まちづくりの重要な担い手となる町民団体等の自主的な活動を促進するため、まちづくり交付金による支援を行うほか、地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、

町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

若者の定住化につきましては、結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援を継続するとともに、若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金などにより、子育て世代の定住と移住を積極的に進めてまいります。

また、町の課題解決と将来的な移住を目指す「地域おこし協力隊」を初めて配置するとともに、移住や起業につながっている「スパルタキャンプ」を継続して実施するなど、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施するとともに、子育て世代包括支援センターを中心に妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援に向けて、子供の心身の健康、発育に関する子育て相談や情報提供など、柔軟に対応できる体制整備に努め、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた多様な保育ニーズに対応できる環境づくりに努めるとともに、支援を要する児童に対しては、利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターやアピュイにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業等により支援してまいります。

また、子育て世帯への経済的負担を軽減し、町の未来を担う子どもの誕生を地域全体で祝福し、子育てを応援していくため、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減の継続及び幼児教育の無償化、さらには18歳までの医療費の無料化や出産祝金制度を継続して実施してまいります。

放課後児童健全育成につきましては、児童クラブの運営環境の整備を図るとともに、学校や地域との連携を深めながら、放課後における児童の安全で安心な活動を支援してまいります。

地域福祉につきましては、暮らしを支える電気や燃料の価格高騰とあわせ、食料品等の物価高の影響による生活困窮者等の増加に伴う問題、さらには社会構造の変化による現代社会の課題や高齢化社会の進展によるひとり暮らし高齢者世帯への対応など、複雑化・多様化してきている地域における福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ各団体との連携活動を通して、地域における見守りやつながりに向けた支援を図ってまいります。

また、社会福祉協議会との連携強化を図りながら、町民の地域福祉活動への参画を促進するなど、地域での支え合う意識の醸成と福祉への理解と関心を深めながら、共に支え合うまちづくりに向けて各種施策を推進してまいります。

健康福祉交流館につきましては、地域福祉活動の拠点施設として、町民相互の交流の場、健康増進の場としてのさらなる利活用に向け、施設活性化調査の検証を行い、魅力ある施設に向けて施設機能向上のための整備検討を進めるとともに、一層の経営の健全化に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自分らしい生活を営むことができるよう各種施策を推進してまいります。

特に、地域住民主体による「平泉いきいき百歳体操」の活動を引き続き支援するとともに、各種介護予防施策を推進し、高齢者の生きがいがづくりと健康寿命の延伸を図ってまいります。

在宅介護支援につきましては、家族介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等を引き続

き実施し、住宅での自立した暮らしを可能な限り継続できるよう支援してまいります。また、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができる社会づくりの実現を目指し、認知症に関する知識の普及・啓発、「予防」と「共生」に向けた取組を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、第3期平泉町障がい者福祉計画に基づき、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるように、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制の整備など、一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら推進してまいります。

また、関係機関やサービス事務所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスを提供するとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業などを継続して実施してまいります。

さらに、障がいのある方もない方も、互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいへの理解促進のための研修会や啓発事業の取り組みを継続するとともに、第3期平泉町障がい者福祉計画が最終年度を迎えることから、実態調査や分析・評価を実施し、次期計画の策定を進めてまいります。

保健につきましては、「健康ひらいずみ21（第2次）」に基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図ってまいります。特に令和5年度は、重要領域を「栄養・食生活」と定め、食べることの大切さを理解し、各年代に応じた食生活を送ることができるよう、関係機関が協力し取り組んでまいります。また、食生活改善推進員の養成を行い、地域での食生活改善活動を推進してまいります。

最終年度を迎える「健康ひらいずみ21（第2次）」及び平泉町自死対策計画につきましては、令和4年度に実施した町民への実態調査の分析、評価を踏まえながら、次期計画の策定を進めてまいります。

予防接種事業につきましては、新たに帯状疱疹の発症予防及び重症化予防を目的とし、65歳以上の5歳刻みの方を対象に帯状疱疹予防接種費用助成事業を実施してまいります。

母子保健の充実につきましては、令和4年度創設された出産・子育て応援交付金事業を継続し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、一人一人に寄り添った相談を行うとともに、経済的支援を併せて行ってまいります。

また、産後の育児不安等に対する産後ケア事業、妊産婦交通費支援、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室などを継続して実施してまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、各関係機関と連携しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子どもを対象とした相談体制や保護者支援に取り組んでまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、不妊治療助成制度を引き続き実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら在宅当番医制事業、夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療提供体制を維持するとともに、それを支

えるための適切な受診行動について普及啓発を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営主体である岩手県と連携し適切な運営を推進していくとともに、平泉町データヘルス計画に基づき、特定健診等の多様な受診機会の提供により、受診率の向上や保健事業の効率的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

最終年度を迎える第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画につきましては、最終評価の検証と保健事業等の実情などを踏まえながら、次期計画の策定を進めてまいります。

地域農業の振興につきましては、農家、農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持していくことが課題であり、意欲のある農業者などへの機械導入支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

水田農業につきましては、県から示された米の生産目安に基づき、需要に応じた生産調整を進め、一関地方農業再生協議会と連携しながら安全・安心な良質米生産を推進するとともに、収入保険制度の活用を促進し、経営の安定化を図ってまいります。

園芸振興につきましては、ヤーコンなど新たな園芸品目の栽培に向けた助成を行うとともに、当地方の主要園芸品目であるトマト、ナス、ピーマンなどの栽培促進や、道の駅平泉への出荷促進に向けて、関係機関と連携しながら支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、関係機関や生産者と連携を図るとともに、生産者と認定店等との情報共有を図りながら地産地消推進事業等を実施してまいります。

また、女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化等に向けた取り組みを支援してまいります。

畜産の振興につきましては、ロシアのウクライナ侵攻などによる飼料価格の高騰、コロナ禍における肥育牛及び繁殖牛販売価格の下落が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心にブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進するとともに、牛伝染性リンパ腫対策を行い、安定した畜産経営を図れるよう関係機関と連携して支援してまいります。

生産基盤の整備につきましては、地震・集中豪雨等による災害防止や施設の老朽化に対応するため、防災・減災や国土強靱化などの対策による農業用施設整備を、関係機関及び団体と連携しながら支援してまいります。

農村環境の保全につきましては、東稲山麓地域の農林業システムが日本農業遺産に認定されたことから、この農林業システムを生かし、営農システムや地域資源などを継承していくとともに、地域の励みにし、起爆剤にしながら当地域の活性化を図るため、東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会を中心に関係機関と協力しながら取り組みを行ってまいります。

農地の保全につきましては、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、多面的機能支払制度の取り組みや中山間地域等直接支払制度の取り組みによる集落戦略の推進を図るとともに、農業委員会と連携して農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業マスタープランの実行及び地域計画の策定を推進してまいります。

都市と農村との交流につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実現可能

な内容での交流継続を目指し、平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会による教育旅行の受入れや、農家民泊等の開業を支援してまいります。

鳥獣被害につきましては、国の補助も活用しながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲や、電気柵の設置等の対策を実施するとともに、狩猟免許取得支援の拡充により、隊員の育成・確保に努めてまいります。

森林資源の保全につきましては、平泉町森林経営計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。

また、森林経営管理制度による経営管理権集積計画の策定を随時進め、適切な経営管理が行われていない人工林の森林整備を推進してまいります。

森林資源の活用につきましては、県行造林の伐採が始まり、眺望の確保がされてくることから、西行桜の森や大文字キャンプ場の環境整備、東稲山の桜情景復活事業などによって誘客効果を高め、利用促進に努めてまいります。

観光の振興につきましては、国や県の新型コロナウイルス感染症対策や基本的対処方針を注視しつつ、地域経済への波及効果を見据え、新たに策定した平泉町観光振興計画に基づき、観光協会や世界遺産平泉・一関DMO、観光連携自治体等と協働しながら、世界遺産平泉を核とした各種事業に取り組んでまいります。

特に、令和6年には、中尊寺金色堂建立900年の節目の年を迎え、同年1月から3月までの期間、岩手県がJR東日本の重点販売地域に指定されたことから、平泉観光推進実行委員会を中心に、観光協会や商工会、ガイドの会、観光事業者等の観光関係団体と連携を強化しながら、各種事業の取り組みを進めてまいります。

また、世界遺産平泉をSDGsの観点から学ぶワークブックを活用した教育旅行誘致の積極的なプロモーション活動を展開するとともに、平泉ウォーキングトレイルや西行桜の森ウォーキングルートなどの自然体験、伝統工芸体験、座禅体験、農業体験等の体験コンテンツの充実を図り、滞在型観光への取り組みを一層推進してまいります。

さらに、各交通機関との連携により、巡回バスやレンタサイクル、語り部タクシー等を効果的に活用しながら二次交通の充実を図るとともに、平泉スマートインターチェンジ駐車場につきましては、イベント開催事業者への支援など、積極的かつ有効的に活用してまいります。

外国人の受入れ態勢につきましては、新たな国際交流員を配置し、国際理解の醸成と多言語による情報発信を行うとともに、インバウンド観光客の積極的なプロモーション活動を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、平泉商工会等と支援体制の連携を図りながら、町内事業者支援を推進してまいります。特に、近年の物価及びエネルギー価格の高騰などの影響を受けている事業者への支援につきましては、引き続き状況を注視し、事業者に寄り添いながら、必要な支援策を検討してまいります。

その上で、平泉町経営発達支援計画、平泉町事業継続力強化支援計画に基づき持続的な経営を支援することに加え、商工業者の減少やこれによる地域経済規模の縮小に歯止めをかけるべく、

町内の起業者や事業承継者への新たな支援策を創設するとともに、平泉町創業支援等事業計画に基づき、ひらいずみ創業塾や平泉町創業支援ネットワーク会議と合わせた切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

また、地域企業経営強化支援事業により事業規模拡大を支援し、経営支援と雇用の創出に努め、店舗リフォーム促進支援事業や空き店舗対策事業、各種融資制度の周知と活用を促すことにより、経営環境の改善や安定に寄与するとともに、特産品開発支援事業、取引支援促進事業による販路開拓や技術開発、サービス提供等を継続して支援してまいります。

企業誘致につきましては、町内の工業団地に空きスペースがないことから、新しい工業団地の造成について具体の検討を進めるとともに、誘致企業等と連携しながら、雇用の創出を目指してまいります。

また、誘致企業が安定した生産活動を行えるよう増設等に対して補助金を交付するなどフォローアップを行うほか、町内での起業に向けた支援に取り組んでまいります。

雇用の拡大や産業の活性化などへの波及効果が期待される国際リニアコライダーの誘致につきましては、2月に発足した「ILC実現建設地域期成同盟会」をはじめ関係機関と連携を図りながら情報収集・意見交換を行い、普及啓発に努め、政府による日本誘致の方針決定を促すなど、近隣市町村と共に積極的に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携・情報共有しながら、企業訪問や企業懇談会等を通じ企業間の情報交換を積極的に推進するとともに、企業の動向やニーズの把握、活性化を図ってまいります。

また、一関市・平泉町及び岩手労働局との地域雇用対策協定の締結により、効果的かつ効率的な連携による雇用対策を講じて、あらゆる働く意欲のある人の就業促進と地元定着の支援を図ってまいります。

さらに、働き方改革推進企業支援奨励金制度を新たに創設し、より働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続しながら、高齢者の適正かつ安全な就業に努めてまいります。

地域防災力の充実については、平泉町地域防災計画の見直しを行うほか、一関西消防署平泉分署配備の高規格救急自動車を更新し、防災・減災力の強化を図るとともに、防災に対する普及啓発に努め、町民の安全・安心な暮らしを維持してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導や啓発活動、交通安全教室などを実施し、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

特に、高齢者ドライバーによる交通事故の防止に向けて、自家用車への後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置費用に対する新たな支援を行ってまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら、引き続き要支援者名簿の

更新と見守り支援を行ってまいります。また、要支援者に対する個別支援計画につきましても、地域団体や介護専門職等との連携協力を図りながら作成に向けて取り組んでまいります。

災害時における災害ボランティアセンターの設置につきましては、社会福祉協議会と連携しながら研修や訓練等を実施し、災害ボランティアへの対応などに備えてまいります。

道路の整備につきましては、町道大佐3号線を含む町道樋の沢大佐線を引き続き実施するとともに、新たに町道桜森線の道路整備及び町道衣関線の整備計画を進めてまいります。

また、主要地方道一関北上線の早期改良整備を図るため、県に協力してまいります。

水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、平泉浄水場の電気計装設備、機械設備の更新並びに長島浄水場の設備改良を実施してまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、引き続き施設の耐震診断調査を実施し、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、水道事業基本計画（新水道ビジョン）に基づき事業を実施してまいります。

下水道事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めるなど平泉町下水道事業経営戦略に基づき、経営の質と効率性の向上に取り組んでまいります。

上下水道事業の広域連携につきましては、人口減少に伴う水需要の減少と施設の老朽化等に対応した持続可能な事業運営を確保するため、広域化・共同化について引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援してまいります。

住宅の整備につきましては、木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修事業を引き続き実施するとともに、新たに在宅の高齢者等が安心して住み続けられる住まい造り及び住環境の向上を図るため、バリアフリー住宅改修事業を実施してまいります。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、高田前団地の水洗化工事を引き続き実施するとともに、新たに町外からの移住定住の促進及び町営住宅ストックの有効活用を図るため、平泉お試し居住体験事業を実施してまいります。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、企業等との懇談を通じて情報交換を継続し、商業施設等の誘致を目指してまいります。

公園の整備につきましては、子育て世代からの要望を踏まえ、具体の検討を進めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、利用者からのご意見やご要望の聴取に努め、生活に必要な移動手段として、より利用しやすい運行を目指してまいります。

また、多様な公共交通の組み合わせにより、町民のニーズや効率的な運行、公共交通網の維持に努めながら、地域公共交通会議において引き続き協議を重ね、より良い公共交通網の形成に努めてまいります。

自然環境の保全につきましては、環境意識の向上を図るため、町民への環境保全に関する啓発や広報活動を行うとともに、地域団体との連携による地域での環境保全活動などを推進してまい

ります。

再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化の促進につきましては、電気料金や燃料費などのエネルギー価格が上昇していることから、省エネ対策を一層促進していくため、一般家庭における住宅用新エネルギー設備の設置に対する補助及び住宅用高効率給湯器の設置に対する補助を継続してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携して整備を進めるとともに、新リサイクル施設の有効活用に向けた検討を進めてまいります。

放射線対策につきましては、放射線量の測定調査を継続し、町民の安全で安心な生活の確保に努めるとともに、東京電力に対しては放射線対策に係る損害賠償請求を行ってまいります。

空き家対策につきましては、第2期平泉町空き家対策計画に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、空き家・空き地バンクへの物件登録を促進し、空き家等の有効活用に努めてまいります。

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、行政手続のオンライン化や自治体情報システムの標準化・共通化と併せて、内部事務の効率化や業務改善に向けたAI・RPA等の導入の検討のために、外部人材からの情報提供やDX推進ワーキンググループ会議を活用しながら進めてまいります。

また、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、引き続きマイナンバー制度の普及啓発及びマイナンバーカードの取得率の向上を促進するとともに、マイナンバーカードを利用したオンラインによる行政手続の整備に向けて取り組んでまいります。

情報セキュリティー対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持するため、平泉町情報セキュリティーポリシーに基づき、実施してまいります。

景観の保全・整備につきましては、平泉の文化遺産などの歴史文化的景観や豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、関係機関及び町民の協力を得ながら、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、町民、地域及び企業等が一体となって世界遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に関わる補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築に対し、引き続き実施してまいります。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に掲げる基本理念「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる教育の発展を目指してまいります。

小・中学校の児童生徒用に整備されたICTを効果的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する学びと、子どもたちの個性を取り入れた学びの一体的な充実を図

れるよう取り組みを推進してまいります。

また、コミュニティ・スクールの一層の推進を図り、地域と一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校づくり」を目指すとともに、「平泉学」を基軸とした多くの町民が地域について学び合う機会の拡充を図り、郷土愛の醸成と人材の育成に取り組んでまいります。

令和4年7月に開館した平泉町学習交流施設「エピカ」につきましては、町の活力を生み、育てる拠点として、民間事業者の持つ豊富な知識やアイデアを取り入れながら、高度化・多様化するニーズに対応した運営を図るとともに、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進め、遊びの広場を提供するなど子育て世代を支援し、安心できる居場所づくりに努めてまいります。

平泉の文化遺産の保存と活用につきましては、令和6年の中尊寺金色堂建立900年を契機として、官民連携による関連記念イベントを実施し、改めて平泉の価値や理念、貴重な遺産を後世に継いでいく意識醸成を推進するための取り組みを進めてまいります。

史跡地の整備、調査につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導の下、無量光院跡の史跡整備と、旧観自在王院庭園の再整備に向けた内容確認調査を着実に実施してまいります。

コロナとの共存が当面続くであろう今、町の活性化のために、これまでの取り組みにとらわれない新たな試みと、それに向かうエネルギー、知恵、協働などが欠かせません。

このため、令和5年度は、コンパクトな町の強みを生かし、直接対話を通じて町政をより身近に感じられるよう、全行政区を回っての地域懇談会を開催するなど、町民総参加の「チーム平泉」の取り組みを大切にしておりますので、今後も忌憚なく、たくさんのご意見等をお寄せください。

今回、提案いたしました令和5年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様への参画を心からお願いを申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

令和5年3月7日、平泉町長、青木幸保。

なお、一部お聞き苦しい点がございましたこと、おわび申し上げたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

これで令和5年度町長施政方針演述を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第4、令和5年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

本日、ここに令和5年平泉町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和5年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに。

新型コロナウイルスの発生から3年目を迎えても、いまだ収束が見通せない状態で新年度を迎えることになりました。昨年は本町においても新型コロナウイルス感染が蔓延し、幼稚園や各学校では感染拡大を防ぐために、学級閉鎖や休校等の措置を取らざるを得なかった時期もありました。

しかしながら、本町では、学校をはじめとする町内の様々な施設において「学びを止めない」という方針の下で、様々なアイデアや工夫を重ねながら子どもたちの学びを保障してまいりました。その結果、行事の縮小等も行われたものの、教育課程の大きな変更もなく、子どもたちは目標を持ちながら、明るく、充実した日々を過ごしております。

新しく迎える年度は、このコロナ禍で得た様々な経験を生かし、「ウィズコロナ」としての新たな学びの年となるよう、昨年からは動したコミュニティ・スクールを中心に地域、保護者、学校との協働による学校づくりや、持続可能な教育、学校や家庭で効果的に活用できるICTによる学習活動の推進など、昨年度に引き続き今日的な教育課題の解決を図ってまいります。

また、最近のウクライナに対するロシアの軍事侵略は、ウクライナ周辺にとどまらず、世界的に軍事緊張の高まりを誘発しております。このような不安な時代であるからこそ、私たち平泉町民は、平泉が守り育ててきた平和希求の思想を学び、深め、そして広く発信していく使命があります。

昨年7月に開館した学習交流施設「エピカ」を中心に、全世代による平泉学のさらなる推進を中心に据え、先人が築き上げ継承してきた歴史や、その中に込められた思いを踏まえつつ、平和で持続可能な社会づくりのための重要な拠点として全ての世代が学び合い、互いに交流し合いながら豊かにそして共に創造力を育める交流施設となるよう、様々な活用方法を考えていきたいと思っております。

さらに、現在、本町でも不登校児童生徒が増加傾向にあることから、その子たちの居場所づくりや悩みを抱える保護者への相談機能としても積極的に「エピカ」を活用できるよう体制を整えてまいります。

本年度も「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第一に「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「豊かな学び（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育を展開し、平泉の子供として、「生きる力」を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「確かな学びの保障」です。

学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や、学びに向かう力、人間性等を総合的に育むことを目指してまいります。また、児童生徒一人ひとりの学習のつまずきの状況を把握し、きめ細やかな指導を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立を推進してまいります。

さらに、小中学校の児童生徒用に整備されたICTを効果的に活用しながら、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する学びと、子どもたちの多様な個性を取り入れた学びの一体的な充実を図られるよう取り組みを推進してまいります。

英語教育の充実に向けて、中学生への英語検定全額補助や、グローバル社会を生きる児童生徒のコミュニケーション能力を育成するため、英語教育推進員や外国語指導助手（ALT）を配置し、小中学校を通して学びを円滑に接続させ、学習内容を発展的に生かしてまいります。

第2点目は、「豊かな心の育成」です。

子供たちの豊かな人間性や社会性などを育むため、一人ひとりの豊かな情操や自己肯定感の育成及び良好な人間関係を構築できる協調性を育成することを目指してまいります。そのために、発達段階に応じた適切な生徒指導や、物事を自分事として捉え、多面的・多角的に考えることを目指す道徳教育の充実を図ります。

特にも、「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校における組織的な対応や、関係機関との連携による未然防止と早期発見・迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

また、不登校問題への対応につきましては、児童生徒が安心して生活を送れる学校づくりを目指し、個々の状況に応じた適切な支援を行うとともに、新たに適応支援教室を設置し、学校生活への復帰を目指す児童生徒や、保護者への支援を行ってまいります。

第3点目は、「健やかな体づくり」です。

子どもたちが自ら体力や健康に関心を持ち、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成してまいります。

子どもの心身の調和的な発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、地場産物を活用した給食を通して食に関する正しい知識と食生活への理解を深められるよう取り組んでまいります。また、望ましい食習慣を身につけ、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう、心身の健康の保持増進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応として、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取り組みを進めてまいります。

第二に「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育の向上」についてです。

「子育てのための情報発信」、「生活習慣づくり」、「家庭と地域のつながりづくり」を取り組みの柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「子育てのための情報発信と学習機会の提供」です。

子どもは、家庭で家族と触れ合う中で様々なことを学び、基本的な生活習慣やマナーなど、社会で生きていくために必要不可欠な能力を身につけていきます。

そのため、発達段階に応じた「家庭教育学級」の開催や、子育てに関する情報発信を行うなど、子どもの健やかな成長を支え、親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」の支援に努めてまいります。

第2点目は、「情報化社会における生活習慣づくり」です。

ICTの急速な進化によるスマートフォン、タブレット端末等情報メディアの普及により、学習活動や生活の利便性が向上した反面、ネット依存、有害サイトを通じた事件・トラブルなど、子どもたちを取り巻く様々な問題が懸念されています。

そのため、地域学校協働活動を中心に、家庭での情報メディア利用に関するルールづくりの定着を目指し、家庭学習や読書活動、社会教育を中心とした様々な体験活動等と連動した有機的な取り組みを推進してまいります。

第3点目は、「家庭と地域のつながりづくり」です。

核家族化が進行し、地域との関係性が希薄化している現代社会において、「家庭と地域のつながりづくり」は重要な課題となっております。

本町では、令和4年度に導入したコミュニティ・スクールの一層の推進を図り、これまで培われてきた学校・家庭・地域のつながりをより強くしながら、子どもたちの成長を支える様々な活動や取り組みが効果的かつ安定的に継続して行われるよう、連携して取り組んでまいります。

第三に「まちづくりと生きがいをづくりのための社会教育の充実」についてです。

「生涯学習の機会の提供」「地域課題を考え合う学びの場づくり」「生涯スポーツの振興」を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「自発的・主体的な生涯学習の機会の提供」です。

町の活力を生み、育てる平泉町学習交流施設「エピカ」を拠点として、民間事業者が持つ豊富な知識やアイデアを取り入れながら、高度化・多様化するニーズに対応した学習機会の提供を図ってまいります。

第2点目は、「地域課題を考え合う学びの場づくり」です。

まちづくりの基盤である「郷土への愛着と誇りの醸成」を図るため、ライフステージに合わせた「地域を知り、理解を深める」ための学習プログラムを継続的に提供し、多くの町民が集い学び合う中で、地域課題を考え合う場を創出し、地域のことを自ら考え自発的・主体的に行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

第3点目は、「健康づくり・体力増進のための生涯スポーツの振興」です。

町民がスポーツを通じて健康で明るい豊かな生活を営むことができる地域社会づくりを推進するため、気軽に参加できる体験プログラムの提供やスポーツ大会等の開催を通して、生涯スポーツの振興を図ってまいります。また、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」との連携を図り、世代問わず日常的にスポーツに親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

第四に「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

SDGsの理念に基づき、持続可能なまちづくりを推進するために、以下の2点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」です。

平泉学につきましては、校種別、学年別に応じて整理、体系化した学習プログラムの実践を継続して推進してまいります。

その中において、「参加型体験学習」「知識思考型学習」「発信行動型学習」の3つの学習をサイクル的に進めながら、未来の自分や平泉について考え、平和への願いを学ぶ機会とすることで、将来を担う人材育成に努めてまいります。また、社会教育と連携した地域学習の充実を図り、まちづくりの基盤となる「郷土への愛着と誇りの醸成」に継続して取り組んでまいります。

第2点目は、「世代を超え地域で学ぶ平泉学」です。

子どもから大人まで、地域全体で学び合う学習活動を「全世代型平泉学」として位置づけ、多くの町民が互いに向き合いながら、地域のことを学び合う機会の充実を図ってまいります。

そのため、平泉学を軸にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもを中心に地域住民が集まる場を創出することで、世代間交流の促進や、地域活動の活発化、豊かな地域コミュニティの構築につなげ、持続可能なまちづくりに寄与する教育の実現を目指してまいります。

第五に「芸術文化の振興と文化遺産の次世代への継承」についてです。

「人材の育成」、「文化活動の振興」、「文化財の保護」を取り組みの柱に、以下の3点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「地域の文化や遺産の価値を学び、伝えていく人材の育成」です。

伝統文化の継承につきましては、地域の文化や文化財に親しみをもち、大切に護り伝える心を育てるために、わくわく平泉学スクール、地域学習、郷土芸能体験講座、幼稚園・保育所の園児による「謡」の取り組みや、文化財愛護少年団の活動支援を行ってまいります。

世界遺産につきましては、世界遺産の価値や理念、貴重な遺産を後世に伝えていく意識醸成を図るために、平泉世界遺産の日の記念事業、ときめき世界遺産塾への取り組みを進めてまいります。また、拡張登録に向けた調査研究を引き続き進めてまいります。

第2点目は、「多様な文化活動の振興と地域力の向上」です。

文化活動につきましては、郷土への誇りと愛着をもち、心豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

このため、文化活動に取り組む環境の整備と神楽鑑賞会の開催など活動発表の場の提供をしてまいります。また、平泉町芸術文化協会への活動支援や、無形民俗文化財の後継者育成事業に取り組んでまいります。

第3点目は、「文化財の調査研究の推進と適切な保護・活用」です。

無量光院跡の整備につきましては、池北側整備を行い、旧観自在王院庭園につきましては、車宿北側の道路跡の内容確認調査を実施し、再整備に向けた資料の蓄積を図ってまいります。

埋蔵文化財の保護につきましては、開発事業との調整を図りながら必要な調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。また、12世紀当時の様相を知る上で欠かせない木製品、金属製品などの腐食しやすい出土遺物については保存処理を計画的に実施し、恒久的な保存に万全を期してまいります。

調査内容につきましては、現地説明会、調査報告会の開催や、広報等への掲載を行うとともに、関係機関と連携しながら研究成果の情報発信を行ってまいります。

毛越寺境内の保存修理及び達谷西光寺所有の木造不動明王座像保存修理につきましては、事業主体である所有者との連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

未指定の文化財につきましては、専門家の指導を得ながら現地調査を行い、価値の掘り起こしに努めてまいります。

また、無形文化財につきましても、調査研究を推進し、適切な保護・活用を図ってまいります。

以上、基本的な考え方と施策の概要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和5年3月7日、平泉町教育委員会教育長、吉野新平。

議長（高橋拓生君）

これで令和5年度教育行政方針演述を終わります。

暫時休憩に入ります。

Wi-Fiの動作環境が不安定な状況でございますので修繕対応します。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第5、議案第2号から日程第26、議案第23号まで、条例案件12件、事件案件3件、補正予算案件7件、以上合計22件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件12件、事件案件3件、補正予算案件7件、合計22案件につきまして説明をさせていただきます。

議案書4ページをお開き願います。

議案第2号、平泉町個人情報保護法施行条例でございます。

提案理由であります。6ページに記載のとおり、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本町における同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするも

のでございます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第3号、平泉町個人情報保護審査会条例でございます。

提案理由であります。8ページに記載のとおり、平泉町個人情報保護審査会を設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。行政組織の見直しを行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に係る費用の限度額が引き上げられたことに準じて、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に係る費用についても同様の取扱いとするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

議案第6号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。国、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。岩手県及び県内市町村の状況を鑑み、会計年度任用職員における期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。15ページに記載のとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町立児童館設置条例を廃止する条例でございます。

提案理由であります。志羅山児童館について、福祉教育施設の充実及び利用者の減少により、その役割が終了したことから、廃止しようとするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

議案第10号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、18ページに記載のとおり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

議案第11号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、20ページに記載のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものであります。

次に、21ページをお開き願います。

議案第12号、平泉町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、22ページをお開き願います。

議案第13号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由であります、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

議案第15号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由であります、次の町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。認定しようとする路線は、路線番号18、路線名は中尊寺通り線、基点は平泉町平泉字花立、終点は平泉町平泉字衣関でございます。

次に、27ページをお開き願います。

議案第16号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由であります、令和5年3月31日をもって、岩手県沿岸知的障害児施設組合が解散すること及び令和5年4月1日から盛岡広域環境組合が岩手県市町村総合事務組合に加入することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議をしようとするものでございます。

次に、29ページをお開き願います。

議案第17号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,348万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,247万円としようとするものでございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次に、91ページをお開き願います。

議案第18号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,010万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億809万6,000円としようとするものでございます。

次に、101ページをお開き願います。

議案第19号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,316万円としようとするものでございます。

次に、107ページをお開き願います。

議案第20号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,355万4,000円としようとするものでございます。

次に、115ページをお開き願います。

議案第21号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和4年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ6,071万2,000円としようとするものでございます。

次に、125ページをお開き願います。

議案第22号、令和4年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、令和4年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益732万1,000円の減。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用732万1,000円の減。

第3条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億3,236万2,000円に改めようとするものでございます。

次に、129ページをお開き願います。

議案第23号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用3万1,000円、第2款簡易水道事業費用20万4,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,250万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,214万2,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億3,036万3,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

第1款水道事業資本的収入3,606万2,000円の減、第2款簡易水道事業資本的収入3,255万1,000円の減。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改めようとするものでございます。

130ページでございます。

起債の目的、水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額1億3,930万円を変更後の限度額1億620万円に、簡易水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額8,250万円を4,880万円に変更しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ変更前と変更後、同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第2号から議案第23号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第23号まで、条例案件12件、事件案件3件、補正予算案件7件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第27、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第1号であります。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者は、阿部圭二議員、升沢博子議員、氷室裕史議員、大友仁子議員になります。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年平泉町条例第17条）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則。

この条例は令和5年4月1日から施行する。

提出の理由。

国の特別職の例や県内町村議会の支給状況を鑑み、議員の期末手当の改定を行おうとするものです。

以上、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第28、議案第24号から日程第34、議案第30号まで、令和5年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

令和5年度各会計当初予算案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

令和5年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第24号、令和5年度平泉町一般会計予算でございます。

令和5年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億6,600万円と定めようとするものでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、155ページをお開き願います。

議案第25号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和5年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,530万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、181ページをお開き願います。

議案第26号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和5年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,720万円と定めようとするものでございます。

次に、193ページをお開き願います。

議案第27号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和5年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,380万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

次に、205ページをお開き願います。

議案第28号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和5年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,320万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

次に、225ページをお開き願います。

議案第29号、令和5年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和5年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、汚水処理戸数1,211戸。

第2号、年間総処理水量37万4,517立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,023立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠及び処理場整備費633万6,000円、イ、流域下水道施設建設負担金678万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益2億7,535万円。

支出といたしましては、第1款下水道事業費用2億7,515万円。

226ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,666万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2,223万1,000円、当年度分損益勘定留保資金6,323万7,000円で補てんするものでございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業資本的収入1億2,640万6,000円。

支出といたしましては、第1款下水道事業資本的支出2億1,306万6,000円でございます。

債務負担行為。

第5条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

公共下水道排水設備設置資金の融資に伴う利子補給、同じく損失補償につきまして、期間はそれぞれ令和6年度から令和10年度まで、限度額はそれぞれ利子補給20万円、損失補償500万円でございます。

227ページでございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。

流域下水道事業債につきましては、限度額670万円、農業集落排水事業債につきましては、限度額390万円、資本費平準化債につきましては、限度額4,890万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入または証券発行とし、利率もそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費979万5,000円。

他会計からの補助金。

第10条、下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,098万円でございます。

次に、261ページをお開き願います。

議案第30号、令和5年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和5年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数3,003戸。

第2号、年間総給水量98万6,000立方メートル。

第3号、1日平均給水量2,694立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費2億5,788万4,000円、イ、設備改良事業費3,060万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益1億6,717万8,000円、第2款簡易水道事業収益1億2,525万9,000円でございます。

262ページでございます。

支出といたしましては、第1款水道事業費用1億5,766万8,000円、第2款簡易水道事業費用1億2,344万6,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億590万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,807万6,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金7,782万4,000円で補てんするものでございます。

収入といたしましては、第1款水道事業資本的収入1億5,485万2,000円、第2款簡易水道事業資本的収入1億2,254万5,000円でございます。

263ページでございます。

支出といたしましては、第1款水道事業資本的支出2億1,486万3,000円、第2款簡易水道事業資本的支出1億6,843万4,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。

水道建設改良事業につきましては、限度額1億870万円、簡易水道建設改良事業につきまして

は、同じく4,000万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入とし、利率はそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の費用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

264ページでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,154万5,000円。

第2号、交際費3万円。

他会計からの補助金。

第9条、鉛管更新事業、児童手当支給及び企業債支払利息等の費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,706万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案について、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時41分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

青木町長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

青木町長。

町長（青木幸保君）

訂正でございます。

議案第30号、令和5年度水道事業会計予算の第6条一時借入金の説明で、「予定支出の各項の経費の金額の流用」と申し上げるところを「金額の費用」と申し上げました。「金額の流用」とお詫びして訂正いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第35、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

質問通告1番、真竈光幸であります。

子供たちが進級、進学、就職とそれぞれの未来に向かって歩み出すまばゆい光の季節を迎えました。NHK朝ドラで詠まれた短歌にこういうのがありました。「君が行く、新たな道を照らすよう、千億の星に頼んでおいた」。平泉の子どもたちの健康と安全を心より祈るものであります。

さて、念願でありました東稲山麓地域世界農業遺産への登録はかないませんでした。日本農業遺産として認定されましたことは誠に嬉しい限りであります。これで平泉は、世界文化遺産、世界かんがい施設遺産、日本農業遺産と3つの遺産がそろい踏みをしたことになり、国内では唯一無比であります。東稲山麓地域の世界農業遺産登録を目指し、2度の落選にもめげず、ひたむきに努力を重ねてこられた青木町長を会長とする東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会に対しまして、ご慰労と敬意を表したいと思っております。

今回の一般質問は、このことにつきまして、今後の展望などを大きく6点伺ってまいります。

1点目に、さきに登録された世界文化遺産、世界かんがい施設遺産と今回登録された日本農業遺産と3つの遺産を持つ町は平泉が唯一であり、今後の平泉のまちづくりにどう生かしていくのか、その方針を伺います。

2点目は、今後の3市町の連携の進め方について伺います。

3点目は、照井土地改良区と遺産の活用について協議をすることとしておりましたが、その進捗に

ついて伺います。

4点目に、世界遺産連携推進実行委員会の現況について伺います。

5点目に、3つの遺産の一体型観光周遊ルートプランを検討することとしておりましたが、その進捗はどうかを伺います。

最後に、これらの遺産を平泉学として町内学校への学習に展開する必要性について、見解を伺います。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真篋光幸議員からのご質問にお答えいたします。

東稲山麓地域日本農業遺産登録後の活用策についてのご質問がありました。

初めに、世界文化遺産、世界かんがい施設遺産、日本農業遺産、3つの遺産を持つ町として、まちづくりにどのように生かしていくかについてであります。3つの遺産を併せ持つ町は平泉が唯一であります。このことは、この平泉をさらに大きくPRできる要因になると考えております。これまでは個々にそれぞれがPRを行い、観光客の誘致などにつなげてきましたが、今後はさらに3つの遺産の関係機関等との連携を図り、協力しながら、観光客の誘致、農業体験などによる交流人口の増加など、地域が活性していくような取り組みを検討してまいります。

次に、3市町の連携の進め方についてであります。現在、3市町物産販売促進委員会による物産販売や3市町中山間地域等直接支払取組協定による合同研修会などの取り組みが行われているところであります。これらの取り組みの継続、発展を図るとともに、東稲山麓地域の作物、加工品については新たなロゴマークの作成、添付などをし、ブランド化していく検討が始まっております。今後も地域や関係者との意見交換などを行い、活性化に向けた協議を行ってまいります。

次に、照井土地改良区との遺産の活用についての協議の進捗についてであります。現段階では具体的な協議は行っておりませんが、照井土地改良区では照井堰ウオーキングや管内小学校へのお出前授業などの取り組みを行っておりますので、今後3つの遺産との連携を深めた魅力ある活用に関係機関と検討し、協議してまいります。

次に、世界遺産連携推進実行委員会の現況についてであります。平泉町、一関市、奥州市、県南広域振興局の自治体と観光協会、商工会議所、商工会で構成する世界遺産連携推進実行委員会は、平成24年の発足以来、広域観光連携事業として様々な取り組みを行ってきました。令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内外の交流人口が激減しましたが、このコロナ禍においてはポストコロナを見据え、観光客の利便性向上を図るための広域観光周遊ルートの再構築や歴史や文化、自然、温泉、食、伝統工芸など、豊富にある観光コンテンツの磨き上げにより、受入れ態勢整備の充実を図るため、事業展開してきたところであります。

来年は中尊寺金色堂建立900年の節目の年を迎えることから、本町のみならず、観光連携自治体や関係機関、団体との連携を一層深め、来訪する観光客の満足度と再訪意欲の向上に向けた取

り組みを進めてまいります。また、本年5月からは花巻空港を離発着する台湾の定期便も再開することから、インバウンド観光客の受入れに向けた態勢整備とプロモーション活動も実施しながら、世界遺産平泉の価値や理念を国外に向けても発信してまいります。

次に、3つの遺産の一体型観光周遊ルートプランの検討状況についてですが、今年1月に東稲山麓地域が日本農業遺産に認定されたことで、町内には3つの遺産が誕生しました。平成31年3月に策定した「平泉町ウォーキングトレイル魅力化計画」においては、ルート上に世界かんがい施設遺産の照井堰用水もあることから、その歴史や魅力を伝える案内ガイドなど、観光コンテンツとしてその魅力を発信してきたところであります。また、「平泉町観光振興計画」においては、東稲山麓地域の魅力をさらに向上させるための桜情景復活プロジェクトの取り組みなど、来訪者が楽しめる環境整備づくりを進めてきたところであります。

今回、東稲山麓地域が日本農業遺産に認定されたことを契機に、これら3つの遺産を有機的に掛け合わせながら、訪れる来訪者に平泉の魅力を十二分に感じていただくことができる周遊、滞在、体験型コンテンツの取り組みを一層深めてまいりたいと思います。

なお、議員の質問には3つの遺産とありましたが、加えて言うなれば、みちのくGOLD浪漫の日本遺産、そして、さらには食と農の景勝地である餅文化がこれに加わるというふうな認識で今後対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

東稲山麓地域日本農業遺産を平泉学として町内学校への学習に展開する必要性についてのご質問がありました。

当町独自の郷土学習プログラムである「平泉学」は、世界遺産登録を契機とし、平成25年度から「系統的な学習」の実践が始まりました。主に各学校の「総合的な学習の時間」において、発達段階に応じてテーマや目標を設定し、郷土への理解を深めながら平泉への愛着と誇りの醸成を図るため、世界遺産学習や地域学習の取り組みを進めております。今回の「東稲山麓地域」の日本農業遺産登録は、今後も地域活性化に大いに期待できるものであり、世界かんがい施設遺産を含め、この貴重な遺産についての理解を深めることは、平泉学を推進していく上でも重要な役割を持つことだと認識しております。

現在、平泉学の「系統的な学習」では、各学校において年間計画を定めており、既に様々な世界遺産学習や地域学習が行われております。そのため、今後日本農業遺産等についての学習については、各学校と情報共有を図りながら、必要に応じて社会教育事業を活用した講師派遣や事業企画支援を行う等、関係機関と連携を図りながら、学習の機会の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平泉学だけではなく、各学校の社会科の学習においても、地域の事柄を学ぶ際に農業遺

産等を活用できるよう必要な情報提供を行い、郷土への誇りと愛着を養う学習活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問の順番が前後するかもしれませんが、何点かお尋ねをしてみたいと思います。

東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会が発足しましたのが平成28年のことでありました。それ以来、2市1町として取り組んできたわけですが、今後は世界農業遺産登録を目指して協議会の活動は継続していくのか、また、頻度や今後の活動方針について伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今後の活動についてでございますけれども、世界農業遺産を目指すかどうかという部分につきましては、専門家からの指摘事項が何点かございますので、そちらを今後検証していった上で判断をしていくというようになるかと思えます。また、それも協議会のほうでの決定というふうになると思えます。

それから、今後の活動につきましても、今まではどちらかといいますと申請を主においた活動になっておりましたけれども、登録、認定になるのが目的ではございませんで、地域の活性化、それから文化、伝統の継承、そちらが主の目的でございますので、それらに向けた取り組みについても、協議会として今後一緒になって取り組んでいくというような考えであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

協議会の総会がこれからでございますから、方針については今後その中で示されていくことになろうかと思えます。

次に、この日本農業遺産認定になったことに対して多くの住民が認識をしていないのではないかと、周知や告知の在り方に課題があるのではないかと感じられます。実際にそういった声が寄せられておるのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

実際2月に長島地区におきまして地域報告会というものを開かせていただきましたが、参加者も30名程度というようなところでございました。地域に向けての内容、そういう報告、まだまだ足りないというふうなお言葉でございますけれども、実際そういう部分も感じておりますので、

今後、さらに報告会や学習会、研修会など、そういった部分を行っていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

3市町の庁舎に、例えば日本農業遺産、祝認定といった懸垂幕のようなものがどこにもかけられていない。いわゆるお祝いムードを醸し出す演出がほとんどない状態です。これまで決して少なくない予算をかけてきた取り組みの成果を伝えるものとして、住民に対するアピールが不十分ではないかと思うのです。その辺もう一度お願いします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

一関市、奥州市、それから県南広域振興局、平泉町において、懸垂幕というところがございますけれども、現在作成に向けて検討中でございます。それを受けてPRしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

そのようであればいいのですが、何かちょっと遅いのではないかという、タイムリーにやはりやらないと、ムードというのはなかなか醸し出せないのではないかと思います。

一ノ関駅に降りますと大槻三賢人を目にするように、やっぱり平泉の駅前についても、駅に降りた観光客にビジュアルで見せる、3つの遺産があるまちなのだよという工夫が欲しいのではないかと思います。今まで世界農業遺産登録を目指していたのぼりを協議会がつくっておったわけですが、今後は、あれは染め直しするのですか。日本農業遺産登録になった、認定になったというふうに染め直して新たにつくるのでしょうか。そういったものを3市町の拠点、農産物であれば道の駅なんかには林立させるとか、案内板の設置等、これは検討を今後続けていかれるのかも伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

のぼり旗につきまして、認定になったよというようなのぼりを作成はされております。祝日本農業遺産認定といったのぼりのほうは最近作成されました。今後、のぼりをいろんなところに掲示をして行っていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

やはり普及啓発への取り組みは重要でありまして、東稲山麓地域だけでなく、日本農業遺産というのはどういったものなのかという、全国の登録地や数、場所、登録年月日などを住民に対して情報発信をして、東稲山麓地域農業遺産の位置づけというのを明確に周知する必要があると思うのですが、見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

国内における日本農業遺産ですけれども、7つの県、24地域ございます。そちらにつきましてのデータとかございますので、そちらのほうを活用して住民のほうに周知を今後図っていききたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

新たなロゴマークやブランド化していく検討が始まっているという答弁がございましたが、具体的に何のロゴマークで何をブランド化するか、内容を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ロゴマークと言いますのは、この東稲山麓地域を印象づけるようなロゴマークということで、まだ現在検討中でございます。そちら、マークが作成されましたら、この東稲山麓地域、一関、奥州、平泉の商品などにそういったロゴマークを添付してPRをしていきたい、活用をしたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

現行は3市町の一部団体だけではあるのですがけれども、協議会がつくっておった世界農業遺産登録を目指している旗の上の写真の部分で東稲山が見える写真をシールに展開をして、前沢、一関、長島とそれぞれの農産物を持ち寄って商品に添付をして販売をしたという実績がありますが、やるのであればもっとスピードアップしてつくっていかないと、タイムリーにこういうのは進めていかなければいけないと思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

今後の取り組みといたしまして、協議会事務局と各市町村担当者、地域活性化プロジェクト支援事業を受ける団体との意見交換や情報交換を定期的に行って、その内容について3市町の首長のほうへ説明、報告をして、地域の団体がどんなふうな考えを持っているのかといったことを逐一、情報が共通のものであるように、会議を連携するシステムを構築していくべきだと思います。そうすることで、3市町で連携する当事者意識が芽生えて、これから地域の活性化への役割分担や民間活動に対する理解につながっていくのではないかと思います。大事なのはこれからの登録後

の取り組みでありまして、地域活性化プロジェクト事業の展開であると思います。この件については町長に見解を伺っておきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まずは、このたび1月17日に日本農業遺産の認定を受けました。改めまして、議会の皆様に心から感謝を申し上げたいと思いますし、また地域地域の、平泉のみならず、地域協議会の方々にもこの6年間特に多大なるお力添えいただいたところでもあります。いずれにいたしましても、この6年間の取り組みは、1回目のチャレンジのときは再チャレンジだということで、2回目を目指しました。2回目も最終審査で駄目だったのですが、そして、ここまでいろんな地域のことを発掘し、やってきたのだから、ここで諦めることなくやろうということで、2市1町、そして岩手県が一丸となって取り組んでいただきました。こういった6年間はかかったものの、実際にやっぱりこの意義は大きかったというふうに認識しております。先ほど議員がおっしゃったように、特に今後の取り組みにつながる大きなそういう礎になってくものというふうに思っております。

個別に副会長を務めていただいております市長の方々とも直接、非公式ではありますが、今後のお話をさせていただいたところではありますが、そういった中では、やはり地域地域を今後元気にしていくために、特に中山間のみならず、周辺の低平地も含めた広い範囲での今回の登録であります。特に東稲山麓と言えどどちらが表か分かりませんが、こちらから見れば裏側になりますが、今回は田河津地区というのは中には入っておりません。しかし、東稲を中心とする地域は舞川地区、そして生母地区、長島、平泉地区、その周辺というのは大きなこういうエネルギーをいただいたというふうに思っております。

先ほど課長の答弁にも、もちろん目標を持ちながらやってまいりました、まずは認定を受けるということで。しかし、認定を受けた以上は、今後どうその地域その地域に活力を見いだしていくかというのは大きな課題であります。そういった中でも、既に協議会で先日、生母地区では節句祭りということで、公民館事業で行われたようであります。代表の方とも私もお会いしましたけれども、その中で、東稲山麓地域が認定になったということパネルとかいろんな資料を出して、地域の皆さんにも見ていただいたというような催しも既に行われております。そういった中では、やはり地域の方々とどういう形で連携していくか、それをどう生かしていくか、それをただ当地域の産業に結びつけるだけではなく、このコロナ禍後の観光としてのそういう重要な位置をしっかりと示しながら、今後対応していかなくてはならないと思います。

1月17日に認定が決まって、まだ総会も開催しておりませんので、どんどん、これもやるべきだ、あれもやるべきだという部分は、先ほど指摘受けたとおりで、課長が答弁したとおりであります。それを皆さんにもしっかりといい知恵も出していただきながら、私たちはそれに向かってやってまいりますので、今後ともなお一層のご指導とお力添えを賜りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

地域活性化プロジェクトの支援事業についてちょっとお伺いしておきますが、今後は東稲山麓地域の活性化に向けた取り組みにシフトしていく、本来の目的のほうに向かっていくこととなりますが、現在のプロジェクト支援事業の中で、活性化に向けた取り組みを行う5人以上の団体、この組織に対して10万円という定額助成があるわけですが、これは今後も継続とみなしていいのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

交付金については今後も継続していくというようなことで、ただ、総会がまだでございますので、令和5年度の予算につきましては総会后ということになるかと思えます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今度、協議会の総会があるわけですが、その中で、支援の要件緩和、団体の5人以上という制限、またはイベント開催に対しては対象外としておるわけですが、そのあたりをもう少し条件を緩和するような働きかけをぜひ協議会の中でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

事務局をやらせていただいておりますので、事務局の中で、そういった要望があるというような話をさせていただきたいと思えます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

現在認定を受けたわけでありまして。となると、また今後の仕組みというのは若干変えていかなければならない部分も当然出てくるというふうに思います。先ほど課長答弁の中でも、世界農業遺産を目指すのかという質問がありましたけれども、クリアをしなければならない様々な条件は当然あります。それは、日本農業遺産とまた中身が異なりますし、ハードルが高いというよりもクリアしなくてはならない課題も、やはり岩手県2市1町でやっていかななくてはなりません。それを目指しながら、なおかつ日本農業遺産、そして今後世界農業遺産を目指すにしてもやっぱりそういった整理をしっかりと精査しながら進む必要があると思えます。その中で、しっかりと段階的に地域の活力を生み出していくために様々な事業が予想されますし、展開していかななくてはならないと思えます。実際支援していく予算も、今後有益的に検討していかななくてはならない内容も当然出てくると思えますし、従来の今まで支援してきた内容をなくするというのではなく、ま

たさらに発展的に見直していかなくてはならないという状況も踏まえながら、さらに検討させていただきたいというふうにご理解を賜りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

以前にも申し上げましたけれども、西和賀町でやっているユキノチカラというブランド、こういったものに育て上げていくべく支援をぜひ強力に進めていただきたいというふうに思うのです。要件を緩和すればいいということではないのですが、現状の合同販売会の中で困っているような点、これは事務局長であります課長からその辺の事情もよくお聞きになって、どんなところが大変なのかといったところを吸い上げて、ぜひ次の継続する協議会の中での支援体制に盛り込んでいただければいいなと思います。

世界かんがい施設遺産について、照井土地改良区との連携についてお伺いいたします。

これは過去にもお伺いした案件であります。照井堰が世界かんがい施設遺産として登録決定になりましたのは、寺院から発展した用水路であることを特徴として申請をしたものであります。当時、平成28年12月会議でありましたが、町長は、照井堰は世界文化遺産と密接な関係を持っており、新たな観光資源として最大限活用できるよう対応してまいりたいと答弁をされておられます。現在、照井土地改良区では単独事業として、答弁にありましたように照井堰ウォーキングなどを行っておるわけですが、こうしたことへの支援、連携、または合同開催なども模索する協議があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

現在の天皇陛下であられますけれども、以前、皇太子時代に平泉を訪れた際に、国体の年だったと思うのですが、ぜひ照井のかんがい施設遺産を見学したいということで、毛越寺のところの堂山のところで見いただきました。そのときもなのですが、そして今回、農業遺産、まさに4つの遺産と餅文化の食と農の景勝地を持つ我が町として、まさしく全国広しとはいえ、この5つのこうした資産を持っているのは当町のみであります。先ほど議員が指摘したとおり、3つであっても全国でないわけですから、それが5つあるわけですから、そういった意味では、今回の特に日本農業遺産は照井土地改良区にとっても大変、今後さらに有益的に地域に発信していく、そして農業の分野をこの地域として新たな発信、分野に位置づけられるというふうに思っております。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、このことについてはある意味では慎重に、ある意味では大胆に、今後発信していく大きな使命がこの地域にはあるのだというふうに考えます。

この間、3月1日に認定証を受け取ってまいりましたが、次の日に知事に報告、なおかつ農林関係全ての部署に受賞の報告をしてまいりました。そのときにも、やはり岩手県として初めての農業遺産であります。そういった意味で、岩手県としての発信も、世界文化遺産も3つあるわけですから、タイアップしながら今後進めていこうと。その中には、岩手県としても大変有

益的な内容にあるというふうに、我々もさらに認識してやっていく必要があると思います。

農業遺産とは6年間はこうしてやってきました。しかし、認定になったことによって、さらにそれを地域の方々に、農業遺産とは何ぞやということ、そして、なぜここが認定を受けたかということについて、しっかりそこをつないでいくということは、特に今町として、市町として、やはり地元をしっかり下ろしていくというのが今後一番大事なところだと思います。その次に展開がどんどん出てくると思います。皆さんに周知して、それから始めるのだということではなく、周知するものは周知しながら、なおかつ進めなくてはならない、そういう分野もあると思います。

特に、平泉の道の駅を例に出せば、早くいろんな商品にロゴマークをして、当地域から発信できる内容も含めて進めていただきたいという要望も既に出ておりますので、その辺も含めながら、しっかり対応していきたいと思います。この2市1町の取り組みというのは、今回の農業遺産のみならず、今後様々な分野でさらに力をつけていかななくてはならない、発信していかななくてはならない分野だというふうに認識をいたしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

ぜひそのような形で進めていただければと思います。

世界遺産連携推進実行委員会について少しだけ伺っておきますが、これは前任者の観光商工課長の答弁の中であったのですが、観光については一体型の周遊プランをベースに推進をしていくのだと、今後の世界遺産連携推進実行委員会の総会や会議の中で協議をしていきたいという答弁がございました。その時点では必ずしも遺産が3つになることは想定されていなかったことではありますが、これでめでたくそろい踏みをして、改めて3市町一体型の登録遺産周遊プランについての協議を進めていくというのはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

3つの遺産の一体型の観光周遊プランということでもありますけれども、先ほど町長が答弁したとおり、みちのくGOLD浪漫の遺産というのがありまして、あと食と農の景勝地ということで5つの遺産に今なっているわけですが、それは世界遺産連携推進実行委員会の中でも今後検討していくものであります。詳しい周遊プランにつきましてはまだですけれども、それぞれのプラン、例えば世界かんがい施設遺産であります照井堰につきましてはウオーキングトレイル魅力化計画の中にうたっておりますし、そういったのも、一体の周遊というのはこれからでありますけれども、世界遺産連携推進実行委員会もしくは町独自の平泉観光推進実行委員会の中で今回、日本農業遺産が誕生したということで検討材料になってくるかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

町の観光資源としてほかの自治体が羨む資源を持ったわけでありますから、今後最大限活用できるように検討を重ねていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、平泉学のさらなる深化に向けた取り組みについて少しお伺いをします。

世界かんがい施設遺産や東稲山麓地域日本農業遺産は、文化遺産とまた違った意味で先人の知恵、行動、当時の人々の思い、願い、暮らしを思うことのできる大変生きた学習素材であると思います。改めてお伺いいたすのですが、学校区ごとの地域性も当然あるかと思いますが、これらの遺産を取り入れた学習を机上だけではなくて、実際に見せる野外学習に対しても各学校への指導または支援等も検討できるものかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今回の東稲山麓地域の日本農業遺産登録は、町民にとっても子供たちにとってもすごくいい認定だったと思いますし、子供たちにもいい教材になるのではないかなというふうに思っています。

ちょっとずれますけれども、今の平泉町内の長島小学校と平泉小学校の3年生と4年生に「わたしたちの平泉」という社会科副読本が配付されております。これは、地域学習を中心に、地域の資料が載っている副読本でございますが、その学年になりますと、子供たちは私たちの暮らしを高める願いという単元に入ります。例えば平泉の人たちは自分の暮らしを高めるために昔からどんな努力をしてきたのかという単元でございますが、その中で照井堰が出てまいります。ですから、照井堰ができる前の暮らしがどうだったか、照井堰ができてから暮らしがどう変わったかというのを子供たちが取水口までバスで行ったり、それからトンネルをくぐってみたり、実際現地に行って、もちろん堂山のところにも行ったりして、体験を通して学習してきます。

これは、世界かんがい施設遺産に認定されたからやってきたわけではなくて、暮らしを高める願いというものの単元の中で平泉の人たちの歴史を勉強し、価値を学び、伝えていくという授業になっております。その流れで考えますと、この日本農業遺産も、今まで長島の東稲山麓の人たちが自分たちの暮らしを高めるためにどんな苦勞をしてきたのかという切り口で子供たちに実際考えさせるということとはとても意味があるものだと思います。そういう意味では、照井堰と併せてもう一つ独自の教材が増えたということで、とてもこれは素晴らしいことだなと思います。

具体的には、平泉学もあるのですが、実際社会科の学習の中でそういう単元がありますので、副読本の改定、今改定と言っても電子図書のようにデジタルで副読本を見るという時代になってきておりますので、そうすると簡単に改定できますから、そういうICTの中で利用しながら、すぐ活用していきたいなというふうに考えています。もちろん照井堰は長島小学校の子供たちも分かっていますし、今度農業遺産のことについては町内の児童生徒、子供たち全員が資料を基に学習していけるのではないかなと思っています。

もう一つは、今、日本農業遺産の認定を目指してDVDがつくられましたよね。あのDVDは教材としても大変役に立つDVDですので、ぜひああいうDVDなんかを各学校に配付して、一

つの教材として活用できればなというところまで今の段階では考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

学校教材としてはすばらしい題材になると思います。どうやって山の田んぼに水を引いてきたのか、それがどうして下へ下へと田が移動していったのかという経緯がよく分かると思います。もともと焼き畑ですから、火で草木を焼き払って、そこを平らにして畑にした。それがどんどん進化して行って、水平技術、日本人はすごく平衡感覚がいい民族なのだそうですが、平らにして、今度は代田、いわゆる丘の畑になっていく。最終的には、水の利便性を考えた田になっていくという田の変遷も、この東稲山麓の棚田を形成している部分についてはよくよく学習できる要素だと思います。水の利用も、シャンペンタワーではありませんが、どうやって下の田まで水を引いていったのかとか、耕作にどんな苦勞をしてきたのかといったような先人の歴史についてもいい教材になると思いますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

もう一点関連して、全世代型の平泉学ということで、社会教育、生涯学習の素材として、これは当然生かせることになろうかと思うのですが、これについて少し見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほどのご質問にお答えしたいと思います。いずれにいたしましても、この日本農業遺産という登録を契機に、児童生徒のみならず町民にもというようなことで、日本農業遺産だけでなく世界かんがい施設遺産というようなところに、本当に当町におきましてはすばらしい遺産がたくさんあるということもございますので、それらを貴重な地域の資源というようなところで捉えて、平泉への誇りと愛着を養う学習ということで町民のほうにも生かしてまいりたいというように、子供たちの学習活動あるいは地域学習の中で農業遺産等の活用が図れるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

では、まとめたいと思いますが、近世、東稲山麓地域は前沢、生母、平泉、長島、一関、舞川地域の旧一関藩領、北上川東岸の東山の言わば一衣帯水というところで同じ歴史を刻んでまいりました。その後は3つの自治体に分かれ、それぞれに異なる歩みをしてまいりました。

東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会とは別に、民間の農業者団体が東稲山麓地域世界農業遺産登録を目指すことを契機といたしまして、過去の絆を取り戻すべくと言うと大げさになるのですが、東稲山麓地域一帯のものとして交流を図ってまいりました。それぞれの地域事情や課

題などを腹藏なく意見交換をしたり、連携して道の駅や舞川地区の文化祭等への販売会を実施しております。何より、登録になっても活動は継続していこうねということが確認されておりますことは、この取り組みの副産物ではないのですが、目的にかなった連携ができて非常によかったなというふうに素直に思うものであります。遺産登録はゴールではなくて、今後それをどう活用していくか、これからの活動への知恵の出どころだと捉えています。

また、各自治体におきましては、そのこととどう関わり、支援をしていくのかが今後問われると思います。次なる目標の世界農業遺産登録を目指して、各自治体の枠を超えた取り組みに今後とも尽力されますよう期待をいたし、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真筆光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時54分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

それでは、質問をさせていただきますが、私の今回の質問は、学校教職員の働き方改革についてでございます。

教職員の長時間労働が社会問題となったのは、平成26年のOECD経済協力開発機構の国際教員指導環境調査の中で、38の参加国の中で日本が一番超過勤務が多いということから端を発したのは承知のことと思います。

このOECDの調査を受けて、中央教育審議会の学校における働き方改革特別委員会は、平成29年8月に学校における働き方改革に係る緊急提言を取りまとめ、発表をいたしました。その提言は、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて、今できることは直ちに行うと、こういう認識を教育に携わる全ての関係者が共有し、教職員がその効果を実感できるようにしようというふうにまとめたものでございます。

それから、はや6年が経過をしたわけですが、教職員の長時間労働解消に向けた改革が進んでいない岩手県内の自治体、教育委員会の実態が、本年1月8日の岩手日報一面トップに掲載をされたところをご承知のとおりでございます。

私は、この教職員の働き方改革について、平成29年の3月会議と12月会議の中で一般質問で取上げさせていただき、半端でない学校の先生方の長時間労働の実態改善に向けて、いわゆる残業時間の減少に向けた労働環境づくりについてたださせていただきました。

今般、平成30年度以降の町内の小学校と中学校教職員の時間外勤務状況を見たときに、本町においても教育委員会が策定をした学校における働き方改革方針が全ての教育関係者等、教育組織の中で機能していないのではないかと危惧をしているものであります。

コロナ禍の中で大変な苦勞をしながら子供たちの学びを提供し続けている教職員の皆さんです。収束の兆しも垣間見えるコロナ禍の中で、学校現場で勤務する教職員の皆さんの安全と健康保持の増進を図り、快適な職場環境をつくることが求められていると考えるものであります。

そこで、質問は、1つは、学校の働き方改革の取り組み状況について、教職員の超過勤務の実態改善策と健康保持増進について伺います。

次に、平泉町立学校職員安全衛生管理規程が本町ではいまだ制定をされていません。したがって、この管理規程の制定に向けた既存の平泉町教職員衛生委員会設置要綱の改善すべき内容とその課題について伺うものであります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、学校の働き方改革に関して、教職員の超過勤務の実態改善策と健康保持増進についてのご質問がありました。

当町において、「学校における働き方改革方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間の目標として月45時間の範囲内としておりますが、時間外在校時間の月45時間以上の教職員の割合は、令和元年度で33.7%、令和2年度33.3%、令和3年度27.6%となっており、年を追うごとに減少傾向にあるもののいまだ看過できない状況にあります。

校種別に見ますと、傾向としては、中学校教職員の時間外在校時間が長くなっております。また、主な要因として、部活動指導や教材研究、授業準備や校務分掌に係る業務、また問題や悩みを抱える生徒や保護者への個別の対応などにより時間外勤務時間が長くなっているものと認識しております。

そのため、当町といたしましても、時間外勤務の是正を図るため、勤務管理システムにより在校時間を客観的に把握し、教職員の勤務時間に対する意識づけや学校閉庁日の設定、週2日の部活動の休養日などの設定などに取り組んでおります。

なお、各学校において各種行事、会議の精選をはじめ、ノー残業デーの設定など実情に合わせた取り組みができるよう働きかけております。

また、教職員の生活習慣病の早期発見、早期治療に資するための健康診断、メンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的としたストレスチェックを実施しておりますが、特に本年度におけるストレスチェックの受検率につきましては82.6%となっており、全ての教職員が受けることが望ましいと考えますので、ストレスチェック制度の趣旨等について教職員に周知するとともに、実施の時期についても今後検討してまいります。

学校における働き方改革の推進は、教職員が健康で明るく仕事に向かうことにより、教育の質の確保、向上を図るためにも重要な課題として捉えておりますので、引き続き取り組んでまいります。

次に、「町立学校職員安全衛生管理規程の制定に向けた平泉町教職員衛生委員会設置要綱の改善すべき内容、課題について」のご質問がありました。

教職員の健康障害の防止及び衛生に関する事項を審議するため、平泉町教職員衛生委員会を平成29年7月設置しております。また、平泉町教職員衛生委員会設置要綱においては、目的、衛生委員会の所掌事務、委員構成、委員の任期、学校衛生推進会議などについて規定されております。

当初、教育長、教育次長、校長、衛生推進者、養護教諭、教職員の代表、その他必要と認める者の委員10人以内をもって組織しておりましたが、令和2年4月に事務職員を加え、委員12人以内をもって組織し、教職員の健康の保持増進、教職員の長時間勤務の縮減に関することなどについて検討してまいりました。

現在、この要綱の改善について見直しを進めておりますが、その一つとして捉えているのは委員の構成員であります。現行の要綱においては、労働組合の推薦に基づく委員が構成員として規定されておられません。教職員の健康障害の防止及び衛生に関する取り組みは、労使が一体となっ
て行う必要があるものと考えことから、衛生管理と健康の保持増進を図り、快適な職場環境の確立を図っていくためにも、組合員を含めた構成となるよう改善を図ってまいります。

また、当町においては、安全衛生管理規程は整備されておられません。しかしながら、学校と教育委員会が連携し、職員の健康保持や安全の確保を総括的に進めていくため、安全衛生管理規程を具体的に定めておく必要があるものと認識しております。今後、他市町村の制定状況を参考としながら、令和6年度の規程制定に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

皆さんも記憶にあるかと思うのですが、本年1月8日のマスコミの報道によれば、県内33自治体の中でいわゆる働き方改革プランの策定状況が示されているわけです。既に作成をしたというところが14の教育委員会、令和4年度中に策定をするというのが8つの教育委員会、未策定は本町教育委員会を含め11の自治体、教育委員会というふうになっております。

ご案内のように、平成29年の文科省が出した教職員の働き方改革緊急提言は15の項目について具体的な対策を示して、その取り組みをそれぞれの教育委員会に求めております。本町では、その中で示されている項目のうち、タイムカードの導入や給食費の公会計化、振替納付制度の導入など、幾つかは実施はされてきましたものの、肝腎な教職員の残業時間の縮減というのは改善が見られず看過できない状況と、先ほど教育長が答弁で述べられたような現状となっております。

そこで、本町の2つの小学校、そして中学校教職員の過去4年間の年度ごとの残業時間数と、年度ごとの平均残業時間数と各年度の1年間の月別残業時間を整理をして一覧にしたものを皆さ

んのお手元に配付をさせていただきました。ご覧をいただきたいというふうに思うのですが、この表を見ていただければ3つの課題が見えると思います。

1つは、国が定める1か月の残業時間45時間を超えている実態が、長島小学校を除きどのように変化をしているかということが分かります。過労死時間と言われる1か月当たりの残業時間である80時間を超えている時間というのは大分少なくなっていますが、ほぼなくなってきているというふうに見てとれますが、年間360時間の上限を超えている実態、これは減っていません。特に、皆さんのお手元の資料には記してありませんが、管理職と言われる校長、副校長の年間労働時間は想像を絶するものがあります。

そして、3つ目には、1か月45時間を超える残業が、先ほども言いましたように微減にとどまっていると、特に令和4年の分でいきますと12月までの調査ですから、それでも平泉小学校、平泉中学校での時間数が人数が多いということが見てとれるわけであります。

冒頭申し上げましたように、平成29年の12月会議で私が質問したときに、当時の教育長は教員の残業時間は減少してきていると、このように述べました。そして残業が突出をしている部分については、校長が直接面接をして対応していくと、このようにも述べました。平泉小学校と平泉中学校の実態はまさに旧態依然というふうになっています。

そこでお伺いするわけですが、平泉小学校と長島小学校の残業時間数の違いというのは、どこから生じていると考えられるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

平泉小学校、長島小学校の教職員における時間外数の違いはどのようなところがあるかというようなご質問かと思えます。

この時間外につきましては、社会の変化等を踏まえた教育活動というようなことで、近年といいますか、最近、小学校の英語教育が導入されたり、またはICT教育などが導入されたということもありますし、または各児童生徒の課題等が複雑、多様化されているというようなところがございまして、時間外がなかなか減らないというような状況にあるのかなというようなところで認識しているというようなところでございます。

それで、平泉小学校、長島小学校をこの資料から、この資料からといいますか、見ますとやはり平泉小学校のほうが多く見られるというような状況にあります。両校の違いというところで考えられる大きな要因といたしましては、まず平泉小学校、長島小学校、それぞれ児童の数がまず違うというところで、教職員1人が受け持つ児童の数の違いというところで認識しております。

それで、まず平泉小学校におきましては、まず各クラス見ますと、まず大体20名から25名程度、長島小学校につきましては、1クラス10名から15名程度というようなところというようなところでございます。

それと、またもう一つ、平泉小学校におきましては、2クラスの体制というようなところで、平泉小学校におきましては、各クラスの進捗状況等の確認やあとは学年全体の打合せなどというようなところで、その分が平泉小学校のほうでは業務があるのかなというところで、1クラス体制の長島小学校よりそのような部分で時間を要しているのかなというようなところで認識してございますので、残業時間につきましては、平泉小学校、長島小学校、違いが出てきているものというところで認識しております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

もっともらしく今の答弁が聞こえるのですけれども、ICT教育やあるいはそれぞれ学校の抱える課題、子供たちの抱えている課題、いろいろあるでしょう。答弁の極めつけは、教職員1人当たりの受持ち生徒数が違うというのですけれども、配付させてもらいました資料にも記していますけれども、長島小学校の教員平均、これ8人なのです。平泉小学校は15人なのです。そうすると、今、次長が答弁をされた長島は子供の数が10から15、平泉は20から25という数を見ても今の答弁は当たらないと、私はそういう認識を持つのです。

少なくとも、児童数、生徒数の数に応じて教職員の配置するというのは決まっていくわけですから、ただ私は答弁がいいとか、悪いとかということを議論しても何も生産性は上がらないので、そういう議論はするつもりありません。

特にも、学校においては必要のない業務、学校業務というのではないというふうに思うのです。いろんな必要な業務はあると思うのです。やらなければならないことが。ただ、そのやらなければならないことが多過ぎるのではないかと。そこで平成29年の文科省の緊急提言の15項目の中では述べているわけですよ。学校がやらなければならない業務、先生が担わなきゃならない業務、学校以外で賄う業務、賄うと言ったら失礼かもしれないけれども、補える業務、あるいは行政がそこに携わっていく業務というふうにいるいろいろ峻別をしてくれているわけですよ。

そうだとすれば、やっぱりその現状把握とそれぞれの学校における現状把握と課題をしっかりと洗い出しをしながら、優先順位をつけて削っていくということが必要なのではないのでしょうか。

平成29年の12月会議の当時の教育長答弁は、このように述べています。校長が主体となって職員会議の後に学校独自の持つ課題や日常の課題などについて忌憚なく話し合う機会を設けると、そういうことを通じて残業時間の減少に取り組みたいという思いを伝えているわけです。もちろんこれは、後ほど質問させていただきますけれども、教職員安全衛生委員会設置要綱の中にもこの言葉が入っているのです。

ですから、そこでお伺いしたいのが、2つの小学校と中学校において学校独自の課題や日常の問題点、そうしたものを学校長がリーダーとなって忌憚なく話し合える時間、場というのは設けられてきたのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

各学校における衛生管理といいますか、働き方改革に関する検討というようなところで、各学校におきましては、それぞれの頻度というようなところで開催されております。

平泉小学校におきましては、年3回程度、各学期末に行っているということでもございますし、長島小学校につきましては、月1回程度行っている。平泉中学校におきましては、年3回程度、話し合いを行っているというようなところでございます。

各学校の会議の中におきましては、検討事項というようなところで時間外勤務の削減であったり、あとは1人で業務等を抱え込むことのないように注意喚起をしていくというようなことについて、まず話し合われているというようなところでございまして、それらの課題解決に向けまして、学校全体でどのような取り組みをしていったらいいのかというようなところで検討をしているというようなところでございます。

また、あとは気になる職員の意識的な声かけであったり、相談しやすく風通しのよい職場づくりというようなところで、各学校におきましても、よりよい職場環境としていくため日々取り組みをしているというようなところでございます。

また、昨年度におきましては、平泉中学校におきまして、働き方改革に関しアンケート調査も実施したというようなことを伺っております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

これは後ほどもう一度、提起をさせていただきたいというふうに思います。

私がこの働き方改革にこだわる理由というのは、先ほど申し上げたほかにも実はあるのです。それは平成29年のときにも紹介をさせていただいたのですが、学校の先生の中にはいわゆる残業の積み重ねなどによって精神的な疾病を患ったり、あるいは疲労の蓄積でもって命を落とす方が何人もいるわけですよ。お隣の前沢小学校では、昨年も50歳代の先生が不幸にも他界をされたという話も伺いました。

やっぱり死ぬための仕事ではなくて生きるための仕事をする、残業を減らすという強い意思を持って仕事をするということが、先ほどの教育長の答弁の中でも意識改革の部分について触れられておりますけれども、まさにその意識改革が求められているのだというふうに思うのです。

問題は、その意識改革が学校の先生や学校長だけにとどまるのではなくて、教育委員会、そして管理職と言われる方々、それから教職員と言われるまさに3者の中で本当に勤務時間に対する意識改革が組み合わさないと功を奏さないということにははっきりしているのだろうというふうに思います。

そこでお伺いするわけですが、法令上の服務監督権者というのがあるのですが、これは教育委

員会や学校長がその権者になっているわけです。そうしますと、何度も申し上げますが、緊急提言で述べられているように、やっぱり教育委員会や学校長がその働き方改革をする、残業時間を目的意識を持って減少させていくということに対する支援、あるいは助言、さらには指導、そういったものが求められているというふうに思うのですが、この6年間、本町教育委員会とすればそのことに対してどのように対応されてきたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまでの教育委員会としての対応というようなところでございますが、先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、いずれにいたしましても、働き方改革を進めるに当たりましては、勤務時間に対する意識改革は必要なものというようなところで認識しているところでございます。

それで、これまでの町としての取り組みということでは、平成30年度におきまして勤怠管理システムを導入いたしまして、勤務時間を客観的に把握し、教職員に対して勤務時間に対する意識づけを行ってきているというような状況でございます。

また、あと部活動の関係につきましては、平日週1日ということで、今は水曜日と原則日曜日を部活動の休養日というようなところで設定してございます。

あとは、各長期休暇期間におきましては、夏休み、冬休み等というようなところにはなりますが、各学校の実情に合わせたというようなところで、夏季におきましては4日程度、あとは冬季といいますか、年末年始6日程度というようなところで、各学校の実情に合わせた形で学校閉庁日を設けて設定しているというようなところでございます。

あとは、勤務時間外における保護者などからの問合せについてというようなところで、留守番電話の設置というようなところでの整備が必要かなというようなところで認識しているというようなところでございますが、現在、その留守番電話につきましては、平泉小学校のみに設置というようなことになってございますので、未設置校につきましては、働き方改革の観点からもやっぱり必要ではないかというようなところで認識しているというようなところでございますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

また、町の教職員の衛生委員会におきまして、学校における教職員の健康保持増進及び長時間勤務の縮減等についてこれまで検討してきて、あとはその中でいろいろ皆さん、教職員、委員の皆さんから意見を伺いながら、各校の取り組み状況につきまして意見を伺いながら、いずれ参考となる事例につきまして、各校でも取り組んでいただくというようなところで、情報共有を図りながらこれまで進めてきたというようなところでございます。

いずれにいたしましても、各学校の実情に合わせたというような業務改善の取り組みが進められているというようなところでもございますし、あとはこれまで衛生委員会等で協議されてきた内容がより実効性のあるものとして、教育委員会、または服務監督権限者ということで教育委員会、学校長とあとは教職員等がそれぞれ効果を確実に実感できるように積極的に指導して、指導

助言、教育委員会としても指導助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の答弁は、平成29年度スタート時点、平成29年の8月ですか、そこをスタート時点だとすれば、新たな指導や助言や支援というものは見えないのです、それでは。見えないから、やってこないから駄目だというのではないのです。そういうやっぱり手の行き届かなかったところをこれからどうやって是正をしながら、残業時間数を減らしていくのかということが大切なわけです。

部活動の制限だとか、先生方、特有の長期休暇期間中の出勤というのですか、何というのですか、そういうものを制限とか縛りかけるといこと、これはそのとおりなのです。ただ、現実にお手元の資料で示しているように、国が定めた基準をいまだもって超えている、しかもそれは半端な数ではない、教職員の数などから見ていくと、そういう実態というのはやっぱり教育長答弁あったように看過できないわけです。

したがって、私は強く申し上げたいのです。ところが、市民の皆さんは、市民というのは市井という意味の市民ですが、市民の皆さんは残業すれば残業した分、超過勤務手当がつくから何文句言っているのだと、こう言われる方が少なくないのです。しかし、皆さんのご案内のように、教職員というのは労働基準法の枠外に置かれた給特法という法律の下で、幾ら残業をしても、あるいは幾ら休日勤務をしても残業手当や休日勤務手当は出ないのです。役場の職員のように休日勤務して代休もらわなければ、100分の125から100分の130もらえると、そういう職ではないのです、学校の先生というのは。

それでも、先生方がこの国が定めたガイドラインを超えてまでなぜ残業をしているのかと、私は現役の先生に話を聞く機会がございました。このように話してくれました。子供たちを知的に活性化されたいのですと、子供たちが知りたいとか、学びたいというようなことに対して興味を持たせるといのが教員の本分なのですと、この教員の本分である仕事に時間を割けないから残業せざるを得ないのですと、このように話をしていました。

教育長、長いこと教鞭に立ってきましたから重々承知だというふうに思うのですが、要するに生徒と先生が向き合う時間、子供たちが学ぶ、勉強するって楽しいことだねと、こういう思いを持つ時間を増やせる方策を見つけなければいけない、これは先ほどの教育長答弁の中でも触れられていました、さわりとして。働き方改革が教育の質を高めることにつながって、ひいては子供たちの学びの豊かさにつながるものでなければならぬと、私はこのようなことを述べられたというふうに思いますが、そこでお伺いします。

学校の働き方改革で、まず手をつけなければならないのは、お手元の資料でも見てとれるとおり、時間外勤務の減少なのです。超過勤務や残業や多忙が解消されれば、教育長が答弁で述べたような先生方も子供たちも今よりもっともっと楽しく学ぶことができると考えるのですが、理想論でしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

貴重なご提言、大変ありがとうございます。

これもちょっとした的外れな回答になるかもしれませんが、私も平泉小学校に勤務しております、先生方が転勤するときに平泉で勤めてすごく幸せでしたという声をたくさんの先生方から聞くことができました。長島小学校もそうであり、平泉中学校でもまたそうであったように聞いております。

地域と一緒に学んで地域の中で子供たちを育てるという、小さい町ならではの教育を実現できるし、それから平泉という藤原まつりに代表されるいろんな町の行事にも参加できる、すばらしい思い出として次の赴任地に向かいますという言葉も聞きました。そういう話を聞くと、何といえますか、大切な部分をいかに残していくか、それ以外のところをどうやって切っていくか、全て短縮してしまうと平泉のよさ、平泉で教えているよさも生まれませんし、今、伸二議員が言った、ただ減らしていくだけで本当にその教師としての生きがいを持って子供たちと接することができるのかというところが非常に問題になってくるのかなと思います。

先生方、かなり真面目ですから、全て大切に全てやらなければいけないと思うわけです。それを思い切って削るという勇気をやはり管理職も持たなければいけないし、教育委員会サイドも持たなきゃいけない、そこで削って削って初めて平泉ならではの特徴的な教育に充実させるとか、日々の学習を充実させるというところに行き着くのではないかなと思います。

やりがい搾取という言葉が今、はやっていますが、教員、教職員のやる気だけに頼ってしまっていた部分というのがずっとあると思います。平成29年度から始まった働き方改革で、もちろん浸透はしてきてはいるのですが、いろんな取り組みをやっているのですが、やはり根本的な何かが解決されていないというような印象は私も持っています。それがその時間数に現れているのだと思います。

大切なのは、今までやってきたものの全て大切なだけけれども、勇気を持って優先順位をつけていくということはすごく大切ではないかなと思いますので、今、次長の答弁あったとおり、衛生委員会等で話し合った内容が即、その学校に反映されるように、あるいは本当に大切な必要なものは何か、削るものは何かというのは、生の声で教職員の方から声が聞こえてきて、それが管理職、教育委員会まで聞こえてきて、思い切って削ろうというところまで来るような仕組みづくりを、やはり来年度に向けて、規程の規約の改正とか、いろいろなことをしながら、実のあるものにしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に課題といいますか、論点がかみ合ってきているなというふうに私は今、教育長の答弁を

聞いて感じたのですが、結局、文科省が示した改革推進に当たっての3つの見直し基準、このことに対する取り組みが不十分なままに推移をしてきているということを教育長は述べたかったのだと思います。

そのことが根本的な何か足りないのだという表現になっているのだというふうに思うのですが、私は誤解をしてほしくないのであえて言いますけれども、働き方改革のプランをつくれと、なぜつからないのですかと、そういうことを言うつもりはないのです。それよりも、まさに今、教育長が答弁の中で述べられたように、定めた目標の取り組み効果の検証をしっかりとしながら、次にどのような改善が必要なのかということが大切ではないかというふうに思うのです。

このことは、2月19日にエピカで開催をされた「平泉町生涯学習町民のつどい」で講演をされた県南教育事務所の佐々木主事さんでしたか、あの方がパワーポイントを使って報告といたしますか、講演をされておりましたけれども、いわゆるPDCAサイクル、このことを活用することなくして教職員の労働環境が抱える問題を解決する糸口が見いだせないのではないかと、こういう内容のパワーポイントの画面がございました。後でも触れますけれども、やっぱりそういう取り組みを学校運営協議会の中でもしっかりと取り込んでいくということが必要なのではないかと、いうふうに思います。

そこで、時間が少なくなってきましたから、ちょっと途中割愛をして先に進みたいと思いますが、今年の2月9日でしたか、文部科学省が新たな取り組みをされている自治体の様子を報告をしています。その中では、外部の人材を活用している自治体も出ていますよと、あるいは授業準備をする教育をサポートする人を雇用している自治体もありますよということで、あたかも全国の自治体で教育委員会ですべてをやったほうがいいのではないのと言わんばかりになるのですが、本町のように財政的に潤沢な財政事情ではないところでは、そうは言われてもなかなか取り組めない課題であることは重々承知をしています。

今、社会的に定年年齢の延長がどんどん進んできていると、こういう中で教員の働く場の環境改善を本気になって取り組まないと、再任用されて教壇に立とうという先生はいなくなるのではないですか。平泉3つの学校で1人しかいないではないですか。やっぱりこのことを考えたときに、本当に真剣に対応しなきゃいけないというふうに思うのです。

それは何かというと、先ほど紹介した文科省が推進改革に当たって示した3つの提起している点、1つは、基本的に学校以外が担うべき業務、2つには、学校の業務だけでも必ずしも先生が担う必要がない業務、そして3つ目は、先生の業務だけでも負担軽減が可能な業務、これを学校運営協議会の中で教育委員会としてしっかり、あるいは学校運営協議会は学校長が企画するのではしたか、学校長がきちんとその協議会の中に提起をすることによって、地域から参加をされている行政区長だとか、民生児童委員だとか、そういった方々も含めて地域で担うべきもの、あるいは行政が担うべきもの、学校がずっとやるべきもの、そういったことの共通理解が取れてくるのではないのでしょうか。どうですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

高橋議員申されたとおり、特に文科省のほうで示した中に、基本的には学校以外が担うべき業務というようなどころで示されたというようなどころでございます。基本的にはこの内容につきましては、登下校に関する対応であったり、または放課後から夜間などにおける見回りなり、児童生徒が補導されたときの対応、あとは学校徴収金の徴収管理、あとは地域ボランティアとの連絡調整というようなどころで内容が示されたというところで認識しているところでございます。

当町におきましては、現在、各学校へ地域コーディネーターを配置いたしまして、地域ボランティアの方々の協力を得ながら、学校の要請に応じた様々な学校の支援を行って、教職員の負担を軽減しているといったところでございます。

例えば、スクールガードの取り組みなどもそうですし、あとはコロナの影響による消毒作業ということもございますので、そちら辺の消毒作業等々をボランティアとしてお願いしているところもございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、今年度の昨年の7月に各校におきまして学校運営協議会がそれぞれ設置されたというようなどころでもございますので、そういう場を活用しながら学校が抱える、そういう働き方改革なり、その学校以外が担うべき業務というようなど地域にお願いできるようなことがないかというようなどころを、保護者なり、学校運営協議会の委員と情報共有といいますか、いろいろ協議しながら課題解決に向けて具体的な取り組みなどやそれぞれのあとは役割分担等につきまして考え合う場というようなどころで、そのような場を設けられるように各学校とまず連携なり、調整を図っていきながら今後、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

2月19日の生涯学習町民のつどいに参加をされた方は記憶にあると思うのですがけれども、今、教育次長が答弁をされた中身、学校運営協議会の運営協議会に携わっている方々と言ったほうがいいのかな、そういう方々の声もあのDVDで紹介をされておりました。

私は非常に印象に残ったのが、その運営協議会を主催している学校長の一言でした。学校長はこうに話をしていました。学校の残業時間の解消などの問題について、誰かに相談できることは本当にありがたいと、このように言っていたのです。つまり、学校長は大変苦勞されて悩んでいるということだというふうに思うのです。であるがゆえに、本年2月3日に文科省が出した新たな通知、これはやっぱり県南教育事務所の佐々木主事がパワーポイントで皆さんに講演をしたように、ああいう機構を使いながらPDCAサイクルなどを活用することによって、教育委員会や学校長の負担というのが大きく軽減をされ、そのことがひいては先生方の残業時間の減少、そして子供たちの豊かな学びの場づくりにつながっていくのではないかと、このように文科省も

言ったし、県南教育事務所の佐々木主事も話をされたというふうに思うのです。

したがって、今の次長の答弁をぜひ実践をして、実効性があるものにしていただきたいと、このように強く求めておきたいというふうに思います。

次に移ります。

安全衛生管理規程の制定に関わって伺います。

今回の質問では、現存する平泉町教職員衛生委員会設置要綱が内包している問題点と改善すべき課題について議論をしながら、規程をつくるべきではないかという質疑を実は頭の中で描いておったのですが、教育長から令和6年度にはそれを施行させたいと、こういう答弁でありました。

そこでお伺いをしますが、今、令和5年の4月、そして令和6年度というあと12か月というタイムラグがそこにはございます。そうしますと、来年の令和6年の4月1日から施行するということになるのだと思うのですが、そういう理解でよろしいのですか。この規程はです、規程は。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校教職員安全衛生管理規程の制定についてというようなところでございますが、いずれにいたしましても、これから来年の4月1日施行というようなところに向けて、これから約1年間かけて協議、検討を行いながら、他市町村の制定状況なり、他市町村で制定しているようなところもございますので、そちらを参考としながら平泉町の実情に合ったこの規程のほうを策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

8分しかなくなりましたので、分かりました。

そうしますと、先ほどの教育長の答弁を私の邪心を排して解釈をさせていただきますと、今、次長が話をした安全衛生管理規程の施行日を待たなくても、現行の衛生委員会設置要綱の中でも労働安全衛生法が必要要件としている事柄について、すぐにでも改善を図ることができるというふうに私はその行間を読み取るわけでございますが、例えば、答弁で触れられた出席委員の見直しというのは、これ明日にも可能なわけです、規程の制定を待つまでもなく。

したがって、現に令和2年に一部改正したりしているわけですから、それらの対応は可能だというふうに思います。

今、ここで労安法が必要要件としている産業医を決めて指定しなさいとか、あるいは総括安全衛生管理者を指定しなさいとか、これは教育長になるのだと思うのですが、そういうことを求めているではありません。実効性ある安全、現在の衛生委員会をやっぱり機能させるという意味では、教育長が回答で紹介をした内容などは、明日にでも対応できるだろうというふうに思うのですが、これが教育長が答弁で述べた改善策の一つになり得るのではないのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

現在の町の教職員の衛生委員会、今現在の設置要綱というのを設けてはおりますが、教育長の答弁の中にもありましたとおり、労働組合からの推薦者がまだ今の段階ではそのあたりは規定されていないというようなところがございますので、そちらの教職員の安全衛生管理規程の施行までにおける間につきましては、その設置要綱の見直し等を図りながら、その見直しを図って委員構成を考えてまいりたいということ、先ほどの答弁のとおりに進めてまいりたいということと、あとは働き方改革方針というようなところで、現在、当町におきましては、プランをまだ策定していないというようなところもございますので、こちらにつきましては、現在策定に向けて作業中ということで、令和5年度の4月1日から施行できるようにということで今、作業中というようなところがございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

最後の質問になりますが、つまるところ、平成29年の7月から開催をされてきた安全衛生委員会というのは、必ずしもその目的がしっかりと運用されてこなかったと、運用というのだろうか、何ていったらいいのでしょうか、本来の目的に沿った体现が見えなかったというふうに言えると思います。

新たに制定をされる安全衛生管理規程は、一つの目的を定めて一定のルール化をするわけであります。さらに拘束力を、規程ですから持つものであります。そういう立場で取り組んでいくとすれば、先ほども申し上げましたが、教育委員会や学校長の負担をやっぱり軽減をする、そのことを通じながら教職員の働き方を改革をしていく、端的に言えば残業時間の減少のために取り組んでいくということが求められる。それが監督権限者である皆さんにも責務としてあるわけであります。

したがって、先ほど教育委員会や学校長が教職員に対する支援や指導や援助、これやっぱりしっかりやってほしいというふうに言いました。年に3回やっているところ、毎月やっているところなど差があるようでございますから、したがって、やっぱりここはきちっと職員会議というのは毎月定例で行われているというふうに思いますので、そうした場を活用した、短い時間でいいと思うのです。その会議をやったがために超過時間勤務が増えたなんてことは本末転倒なので、そういうことをしっかりと新たな管理規程を制定をしながら、徹底をしていくということを強く求めまして、私の発言を終わります。答弁があればいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時08分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

本日の会議時間は予定より遅れておりますので、あらかじめ延長ということで周知をさせていただきます。

通告3番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

通告3番、氷室裕史です。

それでは、テンポよく一般質問を行っていきます。

今回の一般質問は、学校教育の現状と今後の展望についてです。

主に、全国的にも増加傾向にある長期欠席、不登校、それに加え、ネットリテラシー教育、これらに焦点を当て、その問題と現場における対応策について伺ってまいります。

まず、1点目は、小中学校における長期欠席、不登校の実態と学びのフォロー体制についてであります。

2点目は、平泉小学校いじめ防止基本方針の現場での実効性について伺います。

3点目は、ICT機器を用いた教育が盛んになりつつあるが、ネットリテラシーの教育の現状を伺います。

以上、簡潔に答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えします。

学校教育の現状と今後の展望に関して、小中学校における長期欠席、不登校の実態と学びのフォロー体制についてのご質問がありました。

令和3年度の国の調査結果によりますと、全国の小学校、中学校ともに不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、小学校児童8万1,498名、中学校生徒16万3,442名と過去最多となっております。

当町におきましても、小中学校の不登校児童生徒数は増加しており、令和3年度調査結果では、小学校児童9名、中学校生徒17名となっており、特にも中学校生徒は前年度と比較して12名増加しております。また、令和4年度においては、1月末現在で小学校児童3名、中学校生徒18名となっており、小学校児童は減少しているものの中学校生徒は増加しております。

当町における不登校児童生徒への学びのフォロー体制については、学級担任を中心に不登校児

児童生徒の家庭を訪問し、学習プリントを配付したり、授業の内容について伝えたりしております。また、中学校においては、授業をオンラインで配信し、不登校の生徒が自宅において授業を受けられる体制を整えております。

学校には登校しているものの教室に入れない児童生徒には、教室と別室をオンラインでつなぎ別室にしながら教室での授業を受けられる体制を整えるなど、各校において個々の児童生徒の状況に応じた学習のフォローを行っております。

また、令和5年度より学習交流施設エピカ内に適応支援教室を開所し、学校に登校できない児童生徒の居場所をつくり、学校復帰に向けた支援や相談を行うこととしております。

不登校の要因や背景をしっかりと把握し、児童生徒の気持ちに寄り添いながら組織的かつ継続的に支援を続けていくことが大切であることから、引き続き、家庭訪問を中心にICTの活用や適応支援教室などにより個々の不登校児童生徒に応じた支援に取り組んでまいります。

次に、平泉小学校いじめ防止基本方針の現場での実効性についてのご質問がありました。

いじめは被害者の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめを放置することは決して許さず、被害児童生徒を徹底して守りとおすという断固たる決意で全力を尽くす必要があると考えております。

そのため、いじめ防止対策推進法等に基づき、町内各学校においていじめ防止基本方針を策定しており、いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な取り組み、早期発見の方法やいじめ発生時の適切な対応が示されております。

平泉小学校において策定した「いじめ防止基本方針」は、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるため、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくこととしております。この取り組みにより重大事態に至ったケースはなく、またいじめの解消に向かうことができていることから、いじめ防止基本方針の実行性は高いものと認識しております。

今後も町内全ての学校において、「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち、校内における組織的な対応や関係機関との連携による未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

次に、ネットリテラシーの教育の現状についてのご質問がありました。

令和3年度に内閣府が実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生のインターネット利用率は96.0%、中学生は98.2%、高校生は99.2%となっており、インターネットを使用していない児童生徒がまれであるという状況にあります。

当町においては、GIGAスクール構想により児童生徒に1人1台端末を令和2年度に整備しており、現在では小中学校の様々な教育活動の中で、教員も児童生徒も当たり前のように端末を使用し、またインターネットを活用した情報収集や課題解決、オンラインによる他校との交流を行うなど、様々な教育効果が期待されております。

なお、各学校においては、多くの情報の中から正しい情報や信頼できる情報を見つけ出す情報活用能力、また、様々な危険から自分や友達を守る情報モラルの力を身につける取り組みも行っ

ています。

特に、情報モラルに関しては、各学校において発達段階に応じた取り組みを行っており、平泉小学校では、参観日に親子で一緒に情報モラルについて学ぶ機会を設定し、また、平泉中学校においては、個人情報や肖像権、著作権などのプライバシーに関することなどの授業も行われました。

児童生徒が安全かつ効果的にICT機器を使用するために、ネットリテラシー教育は重要なものと捉えておりますので、今後も引き続き、学校、家庭等が連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、何点か伺ってまいります。

まず、先ほどの答弁の中で、学習面については家庭を訪問し、学習プリントの配付や授業内容の伝達、中学校においては、オンラインで授業を配信し、自宅でも授業を受けられる体制を整えているようですが、勉強以外の学習、例えば学校に来ることでは経験できないような同年代との協調性や将来を見据えた社会性の教育、このようなものはどのように対応しているのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今のご質問は、全く学校に来られないという児童生徒を対象にしたお話かなと存じ上げますが、よろしいでしょうか。

やはり集団でなければ学べない力というのはございます。ですから、できるだけ家を離れて集団の、あるいは学校のほうに向かわせるということが一番と考えております。やはり家にいますと、家でできることはもちろん学習含めてあるのですけれども、集団の関わり方となるとどうしても家の中ではいれないということがあります。

そこで、ケース・バイ・ケースなのですけれども、ある学校に全く来られない子供の中では、学校には来られないのだけれども家からは出られるというお子さんもいらっしゃるのです。そういう場合は、例えば近所の子供とか、仲いい子供たちが日曜日に誘ってエピカに行くとか、エピカで学習するとかというような声かけを進んでやっております。

ですから、学校に来られなくても、まずそういうところで集団と関われるような、そういう取組は人によって児童生徒の性格、特性によって違いますけれども、できるだけ家から出て違う社会といいますか、そういう集団と関わらせたいという取り組みは行っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私も今聞いておいて100%のフォローというのはもちろんできないということは重々承知しておりました。これに関する考えは、後々、私がちょっとまとめて話したいと思います。

次に、少し切り込んだ質問になってしまいますが、今、平泉の小中学校においていじめというのはあるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

氷室議員の質問にお答えいたします。

いじめの件数というような質問かと思いますが、当町におきまして、いじめの認知件数というのは、まず令和3年度の調査でいきますと平泉町の小中学校合わせて76件というような認知をしております。

件数といたしましては、決して少ない数字ではないというようなどころではございますが、こちらに関しましては、小さなトラブルであっても大きなトラブルに発展しないようというようなところで、そのような小さいことから認知しているというような状況で、このような数字となっております。

あとは、令和4年度の2学期までの認知件数ですが、こちらは66件というような状況になってございます。

いずれにいたしましても、先ほど申したとおり、小さいトラブルであっても大きなトラブルに発展しないようにということで、事前にいろいろと把握しながら対策などについて検討し、確実に対応していくというようなことに取り組んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、76件と聞きまして一瞬驚いたのですけれども、教育委員会としては小さいものでもしっかり認知していじめの芽を摘み取っていくと、そういう姿勢が感じられましたので大変すばらしいと思います。

また、さらに切り込んだ質問になってしまいますが、そのいじめが発端となり、主たる要因となって不登校、あるいは別室登校になってしまっている児童生徒はいらっしゃるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

それでは、お答えいたします。

今、いじめがきっかけとして不登校になった児童生徒はいるかというようなご質問ですが、今年度、そのような一時的に不登校になった児童生徒が1名おります。これは、本人や周りの児童

生徒から聞き取りを行って内容確認しまして、対応の仕方を検討しました。今のところ、もう回復して学校には来ているというところで、これは学校の早期対応、迅速な対応ということで解決に向かっておるところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

一応は、その早期の回復とか、解決をしたということで安心しております。今、ここで皆さんにも想像してもらいたいのですが、いじめを受けた側が教室外で授業を受けたり、登校できなくなったり、いじめをした側が変わらず教室内で授業を受けるというのは、この状況を考えると理不尽ではないかなと思います。私もそう考えまして、いじめ防止対策推進法というもの、こちら平成25年に制定されたものでありまして、子供たちの間で起きているいじめの問題に対し、社会全体で向き合い適切に対処していくため、基本的な理念や体制を定めた法律であると、そういうふうなものでありますが、タブレットもありますので、皆さん、検索してみただけだと思います。

その中に、このいじめ防止対策推進法の23条の4項に「学校は、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」という文言があります。

これを解釈しますと、この条文、いじめを加えた側を別室で授業を受けさせて、いじめを受けた側が変わらずに教室で授業を受けさせることがこれは可能だと思うのですが、当町でこの仮にもし今後、いじめが原因で不登校、あるいは別室登校になった生徒がいたときに、この考え、あるいはこの手段を導入することは十分検討に値すると思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

いじめられた子どもの学習をしっかりと保障してあげるということですよ。いじめられた子どもの学習をしっかりと保障してあげるということ……。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私のほうが言葉足らずでした。

いじめで仮に不登校になってしまった子がいます。不登校というか、別室登校の人は結局、教室外で受けるではないですか。いじめをした側は、教室でまた授業を受けている。それはいじめられた側が教室外に行くというよりも、私は逆にいじめた側を教室外、別室で授業を受けさせて、いじめられた生徒はそのままの教室で受けるというので全然問題ないと思うのですが、その見

解を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

そのとおりだと思います。まずは、例えば同じ学級の中にいた、同じ集団の中にいたのであれば、その前にやはり双方で話し合っ、保護者も入れながら、謝罪をするなり、また新たに望ましい関係をつくっていくというのがやっぱり教育的な配慮だと思いますので、まず順番として、いじめられた、いじめた側がお互いに話し合う席を設けて謝罪して、それを許していくという段取りがまず先にあるのだと思います。

その中で、どちらも同じ教室で受けられるというときは、もちろん同じ教室で学習していいのだと思いますが、ずっと長期的にいじめられていて、そしてその子が教室に入れな状態が続いていて、いじめた側はその教室にずっといるということはどうなのかということから、それは何ていいのでしょうか、いじめというよりもいわゆる暴力的な行為と考える、その子に対してどんないじめをしたのか分からないのですけれども、そのいじめの種類によって、そのいじめた側を離すとか、最悪の場合は出席停止措置というものもありますが、いじめの中ではそれは使わないと思いますけれども、いずれ何といいましょうか、やはりお互いに謝罪して、謝罪を受け、これからいい関係を築いていくというのが、まず一つ段階にあると思います。それでも、なおかつというときは、今おっしゃられた措置も考えられることではあると思います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私の質疑が分かりにくかったです。

次に、いじめ防止基本方針について、これを学習カリキュラムの中に組み込むということはしているのでしょうか。

例えば、このいじめ防止基本方針の平泉町立平泉小学校いじめ防止基本方針Ⅱの2の3番、児童に培う力とその取り組み、「学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。」こういった文言が記されていますが、この基本方針のⅡ、これを子供たち自身に考えさせる、そうすることによっていじめに関わっていない子供、関わっていないと思っても本当は関わっているかもしれませんし、間接的に、そういった子供も決していじめが他人事ではないということも学んでもらいたいと思いますが、その辺の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

いじめ防止について、具体的に学校のカリキュラムの中に位置づけられているのかというご質問でよろしいですか。

いじめをしてはいけないということをいろんな形で、例えば小学校1年生から中学校3年生までいろんな発達段階がありますので、ストレートにいじめは駄目だということを教材としてやっている道德の指導もありますし、みんな仲良くとか、人の気持ちを分かってあげようというような価値内容で道德の授業が組まれていると、これは全部いじめに関わってのカリキュラムは道德教育の中で行われます。

また、道德教育というのは、道德の時間だけでなく全ての教育活動の中で行われるわけですから、例えば児童会活動、生徒会活動の中で生徒会が中心にいじめがない学校にしようという運動をやったこともあるようですので、いろんなカリキュラムの中に毎年位置づけられております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この「いじめ防止基本方針」は、平泉小学校のほかにももちろん長島小学校、平泉中学校にもあるという話でしたが、こういうのをつくって、教育長がいじめに対して熱い思いを持って取り組んでいるということが本当にうかがえます。

そのいじめに関しては、教員、児童生徒、そして保護者、これが一丸になって取り組んでいかなければならない問題であります。 「いじめ防止基本方針」を、入学式とかで保護者に配付するとか、当町のいじめに対するこういうスタンスを保護者に対してもどんどん明らかにしていくということはしているのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

「いじめ防止基本方針」のそのペーパーを例えば年度当初、保護者に配るといったことは無いと思いますが、やっている年もあったかもしれませんが、いずれPTA総会とか、PTA総会があった年なんかは、こういうことで本校でやっていますということをやった記憶も私はあるのですけれども、なかなか集められなかった時期もありますので、それはとてもいい提案だと思いますから、ぜひ年度当初、それは各学校で、もしかしたらもうやっている学校もあるかもしれません。

あるいは、学校日より、広報では必ずこのいじめ防止について校長先生から保護者に対して、そのいじめ防止の意味についてペーパー出されますので、それも含めた形でぜひ年度当初に周知できるように教育委員会からも呼びかけていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、もう既にやっている学校があるかもしれません。確認不足で申し訳ありませんが、以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ぜひ、そういった取り組みのほうも推進していただければと思います。

次に、今現在、不登校、別室登校をしている生徒児童の再登校への取り組みというのは、どの

ようなものがあるでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

いろんな不登校のケースがございますので、まず家庭訪問が基本と考えております。家庭訪問して、まず学校の担任の先生が訪問して、そして絶えず連絡を途絶えないということ、いつも学校は気にしていますよというサインを送り続けること、学校はいつでも待っていますよというサインを続けること、それがまず基本だというふうに考えて、学校もそれを実践しております。

ただ、だんだん成長してきますと学校から来られるのが嫌だとか、それから先生と会いたくないというような意思を表示する児童生徒もいます。その場合は担任ではない先生とか、あるいは同性の先生とかということ人で変えて、あるいは当町でやっております適応支援相談員がいますので、その方に家庭訪問をしていただくとかということで、学校と切れないというのがまず一番でございます。その上に立って、例えば今のICTでタブレットを通して情報を送ったり、情報をもったりというようなことをしながら、学校と接触を図っていくという状況でございます。

学校に行くこともできないし、会うこともできないというような児童生徒もいないわけではありませんので、その児童生徒に対しては、来年度から行いますエピカで適応支援教室というのを開きます。まずそこには学校とは違う職員を配置する予定ですので、そこに来てちょっと本読もうよとか、そんな形で家から出していくというような段階を踏んで、あるいは不登校の状態によって対応はしていきたいと思っております。

基本的に学校に復帰することが最終的目的ですので、学校との関係を切らないというところで今、動いております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今の教育長の答弁を聞いておりますと、不登校と私は今、一概に言っていましたけれども、その不登校の内容だったり、あるいはその不登校の段階というか、そういうのもありまして、復帰というか、その再登校がなかなか難しいということもあると思っております。私自身がこの再登校の重要性ということに関して考えますと、不登校や長期欠席に対するフォローというのはもちろん重要ですが、中学を卒業し、高校に入り、やがて社会人になれば入社して働かなければ当然給料はもらえません。これまでは保護者や先生が手厚くフォローしてくれたところもあると思っておりますが、社会に出ると結局、そのフォローはないに等しいものとなるのではないのでしょうか。

それゆえ、子どもたちには児童生徒であるうちに本当に自力で立ち上がる力、これを身につけ、また困難に立ち向かう土台をつくってもらわなければならないと思っております。もちろん教育長もこの小学校、中学校の9年間だけではなく、子どもたちの将来、これを見据えた教育というものを考えていると思っております。

フォローが手厚いというのはもちろん重要ですが、時に厳しく接することも私は今後を見据えた上では重要だと思いますが、この点について教育長からお考えがあれば伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室議員おっしゃったように、子どもはずっと成長していきます。やがて大人になっていきます。義務教育のときは担任の先生が、学校がいろいろな関わりをすることができる。でも、やはり中学校を卒業して高校に入学すると手が離れてしまって、情報がなかなか入ってこないというような、そういう事態も起こっております。

やはり、私個人で考えますのは、この平泉で育った子どもたちですから、やはり学校を離れても町の子もなわけですので、いろんな人たちに声をかけてほしいし、いろんな人たちと関わってほしいなという思いがとともあります。

ちょっと話が変わりますけれども、今、エピカで高校生が勉強をいっぱいするようになったのです。高校生が平泉のそういう施設でたまるようになってきた、すごくいいことだなと思っています。今までは一ノ関駅とか違う駅で勉強をしてきて、最終で帰ってくるという子どもたちがほとんどだったのですけれども、今、エピカに高校生がいるのです。そうすると、いろんな関わりができる、兄弟、それから迎えに行った保護者と話すこともできるし、地域の人とも話することができるということで、むしろ平泉だからこそ、いろんな人たちと関わられるのではないかなと思っています。

ですから、中学校卒業したらば終わりではなくて、今度は地域でみんな若い子たちを、若者を支えていける町であればいいなというような、大きな話しかできませんが、そんな夢を持っていて、そういう期待もしております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

終わろうと思いましたが、最後に1つだけ、ネットリテラシー教育に関して伺いたいと思います。

今、当然、学校へのスマホ持込みというのは禁止されていますが、仮に持込み発覚した場合、どのような対処、処罰というところとちょっとあれですけれども、どういう対処をしているか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各学校におけるスマートフォンの持込みというところの質問かと思えます。

携帯電話やスマートフォンの持込みにつきましては、現在、平泉中学校と平泉小学校で許可制

というようなところで取っております、保護者から学校への申請書を提出していただいて許可された者について携帯電話やスマホを持参しているというような状況でございます。

持込みの理由といたしますか、申請の理由といたしましては、登下校中に体調不良になった場合の連絡手段が必要であったりとか、下校する際の夜暗くなってきたからということで防犯上、保護者に迎えに来てもらうというようなところの観点から一応、許可制というようなところにしてございます。

それで、現在、平泉小学校では11名の児童、平泉中学校におきましては4名が一応、持込みの許可をいただいているということでございます。

なお、長島小学校につきましては、今現在、特には保護者から持込みについての要請といたしますか、要望というものが特段、今現時点ではないというようなところで、そのような持込みの許可をしているというような状況はないということで、長島小学校におきましては持込みというような現状はないということで認識しております。

いずれにいたしましても、長島小学校におきましては、今後、必要性があるということであれば、平泉小学校、平泉中学校と同様な措置を取るというようなところになるかと思えます。いずれ当委員会としては、許可制でもって持込みを可としているというようなところで認識しておりますので、それ以外につきましては、取り上げるとかという情報は把握はしていないということでございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

次で本当に最後です。

答弁の中で、先ほど中学校で肖像権、著作権などのプライバシーに関する授業、情報活用能力を育む取り組みをしているとありましたが、ICTにおける利便性と危険性というのは結局、表裏一体であります。安易にその自らの写真や個人情報さらさないなど、デジタルタトゥーという言葉がありますが、一度ネットに流れた情報というのは永遠に消えることがないということを、まず子供たちに今後は今以上に強く言い聞かせてほしいと思えます。

もちろん、これは先ほどのいじめ防止基本方針と同様に、保護者への注意喚起も強く行ってほしいと思えますが、教育委員会としてのその辺りの考えを伺いたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまの質問ですが、デジタルタトゥーといたしますか、ネットリテラシーの教育についてというようなところかと思えますが、各学校におきまして、その学年の発達段階に応じた情報モラル教育を現在行っているというような状況でございます。

平泉小学校におきましては、昨年11月に総合教育センターから講師をお招きいたしまして、より専門的な学習を行えるよう工夫してやってきているというようなところでございます。また、

平泉小学校の参観日におきまして、情報モラル教育というようなところを設定していただいて、親子が同時に学ぶ機会をつくってきたというようなところもございます。そのようなことから、情報モラルに対する意識を高めているというようなところでございます。

あとは、各家庭におきまして、児童が保護者といろいろと家庭内での話の中で、そのメディアといいますか、インターネットの使い方についてルールづくりをというようなところで、意識づけをというようなところで、教育委員会としても働きかけているというような状況でございます。

また、長島小学校におきましては、道徳や総合的な学習の時間というようなところで情報モラル教育というところで実施しているというようなところでございます。

あとは、平泉中学校におきましては、昨年の12月に校長先生が講師になって、そこら辺、SNS、結構、中学生になると使う生徒が増えてくるというようなところもございますので、SNSなどの使い方といいますか、そこら辺を具体的な事例を挙げながら、専門的な知識であったり、その危険から守るというようなところで講習会を開催したと伺ってございます。

いずれにいたしましても、子どもたちが先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、インターネットを使うというようなところがかなり多くなってきているというようなところもございますので、教育委員会としましても、このインターネットの使い方リスクを正しく理解していただきまして、ルールづくり、家庭でのルールづくりも非常に大変になってくるかと思っておりますので、いずれそこら辺を踏まえながら、安全な使い方について今後、そのような形で引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時46分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕